

栃木県信用保証協会の
あらかし

2014



TOCHIGI
GUARANTEE

ごあいさつ

関係機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務に格別の御高配を賜り、心から感謝申し上げます。

当協会の業務内容等について一層の御理解をいただくために、「栃木県信用保証協会のあらまし2014」を作成しました。御高覧を賜り、信用保証制度の有効活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

まず、昨年11月に明らかになった囑託職員による不正事件について、関係機関の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。中小企業金融の一端を担う公的機関としてあってはならないことであり、関係省庁と協議しながら再発防止策を策定し、その実施に全力で取り組んでいるところであります。今後も再発防止策については検討を重ね、二度とこのような事態が発生しないよう万全を期する所存であります。

さて、業務の状況につきましては、景気の先行きに明るいものがあり前向きな資金需要も徐々に増加しておりますが、その一方で、中小企業金融円滑化法の終了後も返済緩和の条件変更は増加しており、そうした企業の倒産も増加するという厳しい状況が続いております。

当協会としましては、県内中小企業・小規模事業者の経営・再生支援を重要課題として、様々なアプローチから積極的な支援に努めてまいります。また、産業活力の維持・向上、協会の業務基盤の拡充といった観点から、小規模事業者を中心に利用企業数の増加に努めるとともに、関係機関と連携した創業支援にも積極的に取り組んでまいります。

今後とも、中小企業金融の円滑化を通じて地域経済活性化のお役に立てるよう業務運営にあたってまいりますので、引き続き皆様の御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年9月

栃木県信用保証協会

会長 野 口 明

栃木県信用保証協会のあらまし 2014

Contents

ごあいさつ

栃木県信用保証協会の概要	2
--------------	---

平成25年度事業概況

経営計画の実施状況に対する評価	6
-----------------	---

決算	17
----	----

業務数値	20
------	----

取り組み	26
------	----

事業計画

第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)	32
--------------------------	----

平成26年度経営計画	34
------------	----

信用保証業務

信用補完制度のしくみ	42
------------	----

信用保証のご利用について	44
--------------	----

主な保証制度	46
--------	----

責任共有制度	49
--------	----

コンプライアンス	50
----------	----

個人情報保護	52
--------	----

※本誌中の金額及び構成比は四捨五入をしているため合計と一致しない場合があります。

栃木県信用保証協会の概要

■ 目的(定款第1条抜粋)

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

■ 基本理念

私たち栃木県信用保証協会は
明日をひらく中小企業とともに歩み
「信用保証」により
企業の成長と繁栄をサポートし
地域経済の発展につくします

■ シンボルマーク

シンボルマークは、当協会の愛称「TOCHIGI GUARANTEE」の頭文字「T」と「G」をモチーフにデザインし、中小企業・金融機関・当協会の三者の成長を表す“トリプルライン”と、三者の信頼関係と相互協力を表す“フューチャーリング”とで構成されており、全体で「TOCHIGI」の頭文字「T」を表現しています。



■プロフィール

設立	昭和24年10月5日
根拠法律	信用保証協会法
本所所在地	栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号
事業所	本所、足利支所
役員数	94名(非常勤役員を除く)
基本財産	261億65百万円
保証利用企業数	24,945企業
保証債務残高	4,517億20百万円

(平成26年3月31日現在)

■あゆみ

昭和24年 9月16日	財団法人栃木県信用保証協会設立許可
同 10月 5日	財団法人栃木県信用保証協会設立
同 10月 7日	宇都宮市塙田町にて業務開始
同 25年12月 9日	足利市通四丁目に足利支所開設
同 26年 6月28日	宇都宮市一条町に事務所移転
同 28年 8月10日	信用保証協会法公布施行
同 10月19日	宇都宮市江野町に事務所移転
同 29年 3月26日	足利支所閉鎖
同 6月 1日	信用保証協会法に基づき栃木県信用保証協会に組織変更
同 38年 2月25日	宇都宮市旭町に事務所移転
同 43年 3月27日	宇都宮市塙田町に事務所移転
同 56年 7月27日	宇都宮市中央三丁目に事務所移転
平成 8年 4月 1日	シンボルマークを核とするCI導入
同 13年10月10日	足利市南町に足利支所開設
同 21年10月30日	創立60周年記念式典開催

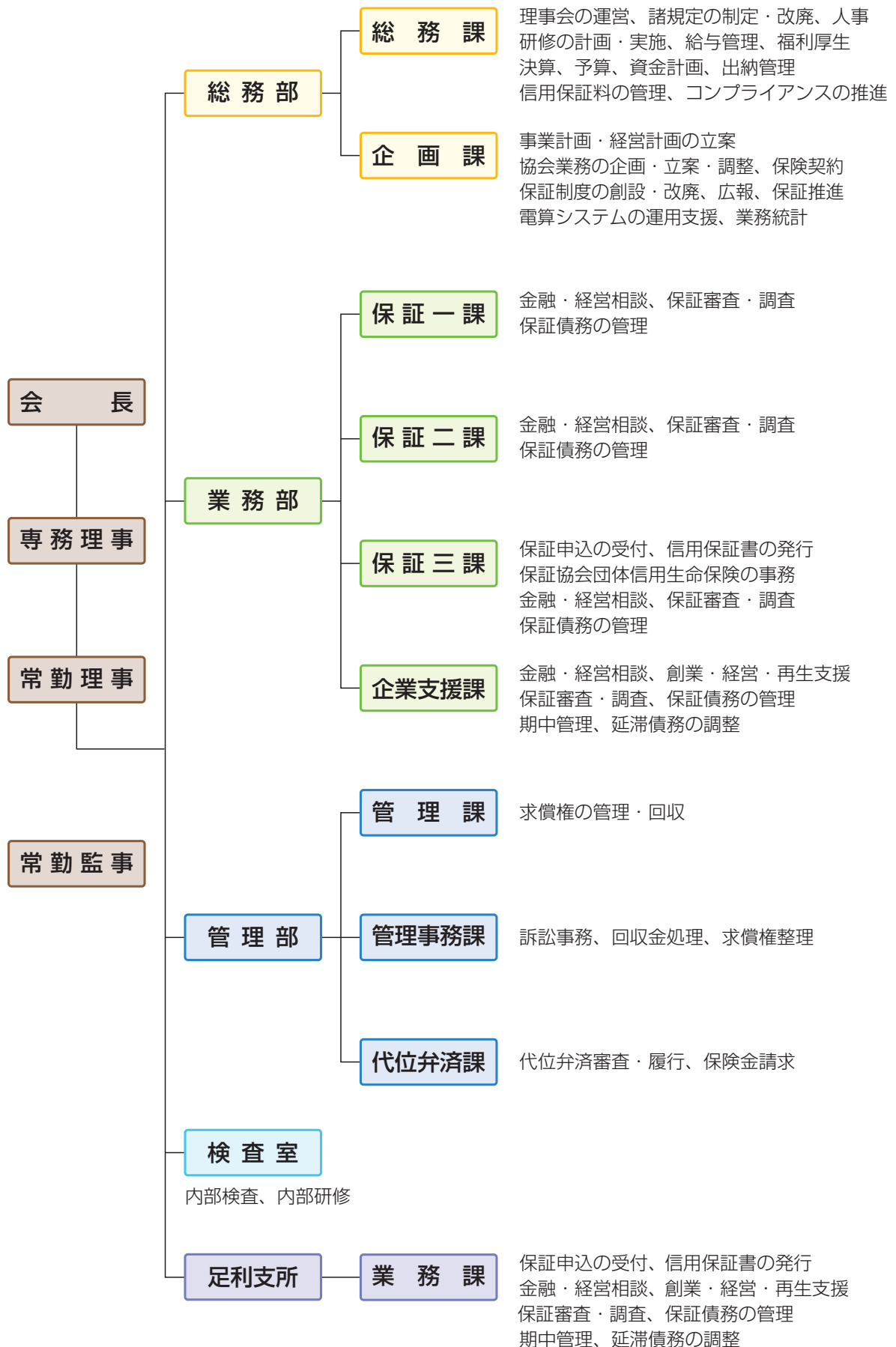


本 所



足利支所

組織機構図



役員

(平成26年7月1日現在)

	氏 名	備 考
会 長	野 口 明	常勤
専務理事	高 橋 茂	常勤
理 事	前 田 利 一	常勤
理 事	川 上 利 雄	常勤
理 事	佐 藤 栄 一	栃木県市長会会長
理 事	古 口 達 也	栃木県町村会会長
理 事	北 村 光 弘	栃木県商工会議所連合会会長
理 事	中 村 彰太郎	栃木県商工会連合会会長
理 事	瓦 井 利 宗	栃木県中小企業団体中央会会長
理 事	松 下 正 直	栃木県銀行協会会長
理 事	菊 池 康 雄	栃木銀行頭取
理 事	七久保 一 郎	栃木県信用金庫協会会長
理 事	塚 田 義 孝	栃木県信用組合協会会長
理 事	新 井 俊 一	栃木県観光物産協会会長
監 事	大 西 豊	常勤
監 事	螺 良 昭 人	栃木県議会議長
監 事	星 野 基	公認会計士

お問い合わせ

当協会の概要

平成25年度
事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

平成25年度事業概況

経営計画の実施状況に対する評価

■自己評価

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

平成25年度の県内経済は、緩やかに持ち直し、DI等の景気指標においても改善が見られました。

個人消費は、大型小売店舗販売はやや伸び悩んだものの、自動車販売が乗用車、軽自動車ともに好調であるなど、一部に消費税率引き上げを見込んだ駆け込み需要もあったことから、底堅く推移しました。生産活動は、足元では生産指数が横ばいとなりましたが、前年比ベースでは上回っており緩やかな回復が見られました。建設業においては、震災関連を含む公共工事等の増加により仕事の量は増加しましたが、人手不足による人件費の高騰や円安による資材高により採算が悪化するなどの問題も発生しました。雇用情勢については、有効求人倍率が依然として1.0倍を下回る水準ではありましたが、改善基調にあり回復が見られました。

(2) 中小企業を取り巻く環境

景気は回復局面に入っており、景気回復の実感も少しずつ地域の中小企業に波及し始め、増加運転資金や設備投資等の前向き資金において改善の兆しが見られました。

また、中小企業金融円滑化法の終了等により企業倒産の増加も懸念されましたが、金融機関が貸付条件の変更等に弾力的、柔軟に対応したことや景気の回復も相まって、企業倒産は件数・金額ともに前年を下回るなど懸念された事態は回避されたといえます。

しかし、全体の倒産が減少する中、中小企業金融円滑化法の適用を受け条件変更を実施した企業の倒産は増加しており、今後もそうした条件変更先企業からの倒産の発生が懸念されます。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

厳しい経営環境にある中小企業に対し、経営実態に応じた迅速かつ適切な保証に努めました。保証支援にあたっては、政策保証を積極的に活用するとともに、多様化する中小企業の資金ニーズに応じた各種保証制度を推進しました。また、保証条件の変更にも柔軟に対応する等、個々の中小企業者の実情に応じた資金繰り支援に取り組みました。

① 経営実態に応じた適切な保証

積極的な現地調査により経営実態や特性を捉え、定性要因を加味した保証審査に努めました。

(現地調査回数 583回)

セーフティネット保証や震災関連保証の利用先について、資金繰り安定のため弾力的な支援を実施しました。

また、借換保証や条件変更についても、現況把握に努めながら、引き続き、経営実態に応じた柔軟な対応に努めました。

その結果、借換保証は前年比124.9%、条件変更(返済緩和)は同115.0%となり、ともに前年を上回りました。

■借換保証、条件変更(返済緩和)の承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成24年度			平成25年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
保証承諾	18,912	160,563	83.6	18,900	159,905	99.6
借換保証	1,102	13,110	63.0	1,233	16,374	124.9
条件変更(返済緩和)	9,528	89,985	98.4	10,770	103,489	115.0

②責任共有保証の取り組み強化

金融機関と協会とが適切な責任分担を図る責任共有保証の利用定着を進めるため、説明会や情報交換会等において、制度の周知を図りました。

セーフティネット保証や震災関連保証の利用が落ち着いたことに加え、普及啓発に努めた結果、責任共有保証の保証承諾全体に占める割合は81.9%と大幅に増加しました。

■責任共有保証の承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成24年度			平成25年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
責任共有対象	12,838	113,933	71.0	14,690	131,011	81.9
責任共有対象外	6,074	46,630	29.0	4,210	28,894	18.1

③地方公共団体制度及び各種保証制度の推進

中小企業の資金繰り支援のため、固定・低金利で利用者負担の少ない県・市町村制度を積極的に推進しました。しかし、セーフティネット保証5号関連や震災関連制度の減少により県制度の利用は減少しました。一方、市町村制度は、保証料補助等の企業者への負担軽減措置の効果もあり小幅な減少に止まりました。また、両制度ともに利用減少となったものの、構成比では保証承諾全体の41.0%を占めました。

■県制度、市町村制度の保証承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成24年度			平成25年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
県制度	4,685	37,517	69.8	3,629	26,279	70.0
市町村制度	7,840	39,805	98.6	8,255	39,262	98.6

資金調達手段の多様化を支援するため、流動資産担保融資保証制度や中小企業特定社債保証制度について、積極的な推進を図ることとし、金融機関に対しては勉強会や保証業務講座による周知、協会職員に対しては、「動産評価アドバイザー」の資格取得の奨励など、制度の理解向上に努めましたが、両制度とも保証承諾は前年を下回りました。

創業保証については、創業者との面談や現地調査により事業内容の把握に努めながら、国や県・市町の創業制度を活用し積極的な保証を行いました。また、金融機関との情報交換会や各支援機関が主催する創業者向けセミナー等において、創業制度の周知を図りました。

経営力強化保証については、中小企業支援ネットワーク会議や各種説明会において制度の趣旨や特徴、取組事例等の周知を図るとともに、専門家派遣先や経営サポート会議開催先の経営改善のための新規保証に際して、同保証を活用しました。

震災関連保証、セーフティネット保証については、対象要件の縮小等があったものの、対象先に対しては、引き続き、弾力的な対応に努めました。

■各種保証制度承諾状況

(単位:百万円、%)

	平成24年度			平成25年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
流動資産担保融資保証	22	747	200.3	17	426	57.0
中小企業特定社債保証	57	3,408	227.8	51	2,296	67.4
創業保証	368	1,438	95.8	347	1,238	86.1
経営力強化保証	3	62	-	3	25	40.3
震災関連保証	2,428	25,312	41.5	940	11,513	45.5
セーフティネット保証	1,457	15,497	55.7	936	11,476	74.1

④保証利用の促進と保証利用層の拡充

保証利用先の大部分を占める小規模事業者の保証利用の促進を図るため、11月から小口零細企業保証(協会制度)及び特別小口保証の保証料率を引き下げ、資金調達時の利用者負担の軽減を図りました。この結果、小口零細企業保証については、協会制度の利用が増加し、県・市町制度を含めた制度全体(全国小口)でも前年を上回りました。

(小規模事業者25年度末構成比:企業数88.3%、件数81.7%、保証債務残高60.9%)

新規開業を促進し利用企業者数の増加を図るため、支援機関と連携し創業前の相談、計画策定から資金調達、創業後の事業定着に向けた経営支援までトータルに支援する「創業等連携サポート制度」を11月に創設、さらに同制度を利用した際は保証料率の割引を行うなど創業支援を充実することで、保証利用層の拡充に努めました。

それらの結果、利用企業者数は、前年度末から122企業増加し5年連続の増加となり、企業浸透度についても38.2%に上昇し全国平均を上回りました。

(5年間の利用企業増加数:1,289企業、平成25年度末全国企業浸透度37.9%)

■小口零細企業保証(全国小口)の承諾状況

(単位:百万円、%)

	平成24年度			平成25年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
小口零細企業保証 (全国小口)	1,916	4,753	104.8	2,034	4,839	101.8
協会制度	182	400	75.2	204	475	118.8
県制度	860	2,263	107.4	818	1,919	84.8
市町村制度	874	2,089	110.3	1,012	2,445	117.0

⑤関係機関との連携強化

栃木県とは、県制度の改正点や保証料率体系の見直しについての意見交換や勉強会を実施したほか、県制度説明会にも出席し協会業務等の説明を行いました。

- ・県制度説明会(4月)
- ・勉強会(6月)
- ・意見交換(8、9月)

市町とは、各種会議において情報交換を行い、中小企業金融円滑化法終了後の対応や保証料補助の見直し等についての意見交換を行いました。

- ・市町村特別保証制度連絡会議(7月)
- ・市町村商工担当者との事務打合せ会議(11月)

金融機関との情報交換、勉強会を積極的に開催し、保証制度、各種取組み等の周知を図るとともに、保証推進に向けた連携強化に努めました。

(金融機関訪問172回、勉強会開催23回)

反社会的勢力等の排除のため、ポスター等の作成、配布により周知に努めました。また、栃木県暴力追放県民センターから講師を招いて反社会的勢力への対応についての研修を行い職員への周知に努めました。

その他関係機関とは会議開催や情報交換会を通じた意見交換や情報共有による連携強化により保証推進を図りました。

- ・栃木県中小企業診断士会との意見交換(6月)
- ・税理士会との意見交換会(9月)
- ・商工団体担当者との事務打合せ会議(12月)

⑥ 審査能力の向上

保証審査については、OJTを主体とした若手職員への指導のほか、現地調査や経営者との面談を通じて目利き能力の向上に努めました。また、全国信用保証協会連合会が行う各種研修に職員を参加させ、保証審査等に必要な知識の確保やスキルアップを図りました。

また、全国信用保証協会連合会や日本政策金融公庫等に対する照会回答事例の社内ネットワークへの掲載や保証審査事務の基本マニュアルの改正、業務部と足利支所との合同会議開催などを通じ、情報共有や審査事務の効率化・平準化に努めました。

⑦ 保証制度等の周知

金融機関の担当者を対象とした保証業務講座を開催し、保証審査から代位弁済までの業務、金融機関側の行う保証に関する実務についての説明や事例に基づく意見交換を行い、保証制度の周知に努めました。なお、同講座には14金融機関から67名が参加しました。

また、保証協会の役割や各種保証制度の周知のため、当協会発行の月報やリーフレット、ホームページ、マスメディア等を活用して、積極的な情報提供を行いました。

(2) 期中管理部門

厳しい経済情勢が続く中、保証利用企業への支援強化のため、関係機関と連携した経営・再生支援を実施するとともに、企業に身近な支援活動の充実に努めました。

また、延滞・事故等への早期着手と継続的な期中支援の実施により代位弁済の抑制に努めました。

① 企業状態に応じた経営支援

保証利用先への積極的な現地調査や金融機関へのヒアリング等により現況把握に努め、企業状態に応じた経営支援を実施しました。

正常先に対しては借換保証、返済緩和先に対しては条件変更を中心に資金繰り改善を支援しました。

創業保証利用先のうち、当初計画との乖離が大きい先や資金繰りの厳しい先を中心にモニタリングを実施、業績改善に向けた指導・助言を行いました。

(モニタリング企業数:39企業)

保証債務残高2億円以上の大口保証先については、経営実態把握のため、決算書を徴求するとともに、必要に応じ現地訪問の実施や金融機関訪問によるヒアリングを行いました。

(大口保証先の決算書徴求先:236企業)

② 重点支援先の支援強化

保証債務残高8千万円以上で返済緩和を行っている先等を重点支援先として選定し、現地調査・面談、金融機関との情報交換・連携により経営状態や資金繰り状況を把握したうえで、より集中的かつきめ細やかな期中支援・管理を実施しました。

とりわけ経営改善が遅れている先に対しては外部専門家等活用支援事業を活用した経営改善計画策定支援、金融調整が必要な先に対しては経営サポート会議を活用した金融機関調整を実施するなど、経営改善の進捗に応じた経営支援を実施しました。

(平成25年度末重点支援先数：102企業、保証債務残高137億43百万円)

③ 関係機関と連携した経営支援

事務局として「中小企業支援ネットワーク」の効率的な運営に努め、ネットワーク会議の開催や参加機関間のメール等による情報共有など、経営支援の実効性向上に努めました。

・とちぎ中小企業支援ネットワーク会議(6、2月)

中小企業の経営支援の方向性や金融調整等についての意見交換や情報共有のため、経営サポート会議を積極的に活用しました。

(経営サポート会議開催：63企業、75回(内条件変更対応40企業、新規保証対応10企業、条件変更及び新規保証対応5企業))

栃木県中小企業診断士会と連携した協会独自の専門家派遣や国で実施している認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を積極的に活用し、経営改善計画策定支援を実施しました。また、経営改善計画策定支援における外部専門家との協働や経営サポート会議実施を通じ経営支援ノウハウの蓄積、スキル向上を図りました。

(外部専門家等活用支援事業による専門家派遣：56企業、派遣回数193回(うち経営改善計画策定完了：25企業))

経営・再生支援にあたっては、中小企業再生支援協議会との情報交換会開催や同協議会主催の債権者会議への参加等を通じ連携を密にし支援目線を共有したうえで、積極的に取り組みました。また、東日本大震災の影響を受けた事業者に対しては、東日本大震災事業者再生支援機構と連携し不等価譲渡等により事業再生を支援しました。

(中小企業再生支援協議会開催の債権者会議への参加回数：118回、不等価譲渡等実施：8企業、554百万円)

事業再生環境整備のため、地域金融機関の連携により新たに組成される事業再生ファンドと組合契約を締結し出資を行いました。

(出資上限額10百万円)

④ 企業に身近な支援活動の充実

足利銀行が主催する「ものづくり企業展示・商談会」の地元信用金庫、信用組合との共催や東京信用保証協会が主催の「江戸・T O K Y O 技とテクノの融合展」への県内企業の出展支援のほか、各種ビジネスフェアへの後援を通じ、中小企業の販路開拓支援に取り組みました。

中小企業の経営課題に対しては、中小企業診断士による相談会を開催し課題解決をサポートしたほか、資金繰りや保証に関する相談については、職員が随時対応しました。

(中小企業診断士による経営相談会：2回、職員による経営相談会：12回)

また、栃木県が実施する「金融円滑化特別相談窓口」や「ワンストップ相談会」へ職員を派遣し、きめ細やかな相談対応に努めました。

経営改善意欲のある中小企業に対しては、国や当協会独自の専門家派遣を活用し、指導・助言や経営改善計画策定支援を実施しました。

⑤ 延滞・事故管理の早期着手

延滞管理の早期着手のため、延滞管理専門の担当者を配置し、延滞1回目から金融機関への照会を行い、正常化へ向けた調整を図るとともに、その照会・督促状況をまとめた「早期延滞管理表」を作成し進捗管理を徹底することで初動管理強化に努めました。

また、事故報告先については、金融機関との連携を図りながら早期実態把握に努め、延滞解消等の調整が可能な企業に対しては入金督促や条件変更による延滞解消を促進し、代位弁済の抑制を図るとともに、調整が困難な先に対しては迅速に代位弁済を実行することで、代位弁済利息の抑制と回収の早期着手に繋げました。

(3) 回収部門

回収環境については、不動産市況等でやや改善が見られたものの、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加に加え、関係人の破産等の法的整理手続きの増加等により厳しい状況にある中、物件処分の促進、定期回収の底上げ、一部弁済による保証債務免除等により回収の最大化に努めました。

また、管理事務停止や求償権整理等による回収業務の効率化や東日本大震災事業者再生支援機構等と連携した再生支援に努めました。

①回収の最大化

回収方針の早期決定のため、代位弁済実行後に速やかに債務者及び保証人との面談を行うとともに、個別案件ごとにヒアリングを実施することで進行管理を徹底しました。また、回収の柱となる不動産売却については、不動産競売をはじめとする法的手続きも活用しながら案件組成に積極的に取り組みました。

定期回収の底上げのため、月賦管理簿による延滞管理を徹底し、早期に延滞督促を行うことで定期回収の安定化に努めたほか、収納・口座振替システムの推進等により回収方法の多様化に努めた結果、前年並みの定期回収額を確保しました。

回収の最大化、再生機会の提供のため、無担保・高齢者の案件に対しては、一部弁済による保証債務免除を推進しました。

(一部弁済による保証債務免除回収額:11件、8,700千円)

②回収業務の効率化

回収の効率化を図るため、無担保求償権及び実質無担保化した有担保求償権の保証協会債権回収株式会社への委託を実施しました。

(委託実績:269企業、53億16百万円)

しかし、保証協会債権回収株式会社栃木営業所による回収額は2億32百万円(前年比68.3%)と前年を下回りました。

また、回収見込みのない求償権については回収業務の効率化のため、管理事務停止及び求償権整理を実施しました。

(管理事務停止額:66億37百万円、求償権整理額:19億75百万円)

③再生支援への取り組み

再生支援への取り組みとして、再生審査会を活用した求償権消滅保証を実施しました。また、東日本大震災の被災事業者に対しては、東日本大震災事業者再生支援機構と連携した不等価譲渡等の実施により再生を支援しました。

(求償権消滅保証:1企業12百万円、不等価譲渡等:8企業、回収額148百万円)

(4) その他間接部門

①コンプライアンス及びリスク管理の徹底

平成25年度コンプライアンスプログラムを策定し、同プログラムに基づいたコンプライアンス内部研修会や外部講師を招いての研修会を開催するなど、研修・啓蒙活動を実施し周知を図りました。また、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスプログラムの実施内容や進捗状況の確認を行いました。

個人情報保護法に関しては、内部研修を各課において実施したほか、個人データ取扱状況の点検・監査を実施しました。

- ・コンプライアンス研修会の開催(9月、2月)
- ・外部講師を招いての研修会の開催(12月、2月)
- ・コンプライアンス委員会の開催(10月、3月)
- ・個人情報内部研修会の開催(9月、2月)

- ・個人データ取扱状況の点検(9月、1月)
- ・個人データ取扱状況の監査(9月、2月)

ネットワーク及び機器の使用に関しては、ネットワークシステム管理運用規程に則り、情報漏洩やウイルス感染等のリスクを意識した対応に努め、職員のシステムリスクへの意識醸成を図りました。

反社会勢力等を含めた不正利用防止については、各部署からの情報や新聞掲載された事件等からの情報収集によりデータベース化し、運用を開始しました。

② 運営規律の強化

平成24年度経営計画に対する実施状況について、自己評価を行い外部評価委員会で、業務実績等についての評価を受けました。また、評価内容については月報、ホームページ等で公表しました。

平成25年度経営計画を策定し、その内容を月報、ホームページ等で公表して経営の透明性を高めました。また、毎月実施する部課長会議で、事業計画の達成状況等について確認するなどにより進行管理の徹底を図りました。

月次統計や年度の業務実績については、月報やホームページ及びマスコミへの公表を通じて、適時・適切な公表を行いました。

また、ディスクロージャー誌「あらまし2013」により、平成24年度の業務実績やコンプライアンスへの取組等を公表しました。

③ 経営基盤の充実

書類保管スペース不足への対応として債権書類の外部委託活用や文書毀損リスク回避策として永久保存文書のマイクロフィルム化につき検討をすすめました。

予算の執行状況については、毎月出納検査を実施し執行管理の厳格化に努めました。また、全職員に対し決算説明会を開催し、職員のコスト意識の醸成を図りました。

資金運用については、市場金利の低下や運用先の多様化を目的とし、債券より利回りの高い仕組預金を一部導入しました。また、ラダー型ポートフォリオの構築により金利情勢等の変化による影響を最小限に留めるよう努めました。

信用リスクの適切な管理のため、CRDを活用した保証審査支援システムの有効利用を図るとともに、CRD料率区分ごとの保証債務残高の把握に努め、四半期ごとに部課長会議で報告を行いました。

④ 危機管理の強化

危機管理の強化のため、緊急時対応マニュアルの見直しを実施しました。また、緊急時の通信手段確保のため、全職員に対する安否確認システムの起動確認を行い、緊急時に即時対応できる体制を整えました。

情報漏洩等のリスク防止のため、サーバ室へ繋がる隣室へのシステム担当者以外の入室を原則禁止としました。

⑤ 人材育成

職員のレベルアップのため、研修計画に基づき全国信用保証協会連合会主催の研修をはじめとする各種研修に延べ47名の職員を派遣するとともに、12名の職員が通信教育講座を受講しました。また、中小企業診断士の資格取得に向け、上期、下期に各1名を中小企業大学校に派遣し、2名とも資格を取得しました。平成25年度末で中小企業診断士の有資格者は19名となりました。

⑥ 広報活動の充実

適時適切な情報発信のため、保証制度の改正や取組事項等については月報やホームページへ掲載するとともに、新たな取り組みである「創業等連携サポート制度」や小口零細企業保証

制度の保証料率引き下げは、新聞広告への掲載、県庁記者クラブへのプレスリリース（下野新聞、日本経済新聞に掲載）により周知を図りました。

経営相談会の開催日程等については、FM栃木やとちぎ放送のCM等を活用するとともに、市町や商工団体の協力を得て、各機関の広報誌へ掲載するなど周知を図りました。

⑦その他の取組事項

協会業務の改善・効率化のため、他協会への業務視察を実施しました。

職員の健康を保持・増進するため、産業医による健康セミナーを開催しました。

3. 嘱託職員による不正事件について

(1) 事件の概要

当協会の嘱託職員が保証協会債権回収株式会社栃木営業所（以下「営業所」という。）に出向中の平成22年度から平成24年度、及び当協会に復帰後の平成25年度において、次のとおり不正行為を行いました。

①回収金の不正処理

平成25年11月に発覚した嘱託職員による回収金の不正処理事件についての被害額は以下のとおりとなっています。

【被害額】

営業所委託分	18企業	54件	8,252,000円
当協会分	7企業	9件	3,290,000円
	25企業	63件	11,542,000円

②債務者名義の少額入金

職務懈怠を繕うため時効完成後に3件7,000円の少額入金を行いました。

③その他の不正行為

当該嘱託職員は事件の発覚を免れるため、債務者宛の債権額通知書の発送データの改ざんや実行を容易にするため破産事件関係のデータ偽造等を行っていました。

また、折衝記録簿に虚偽の記載等を行うほか、債務者に偽造した領収証を交付していました。

④不正行為の動機

前勤務先の退職金の運用が株式市場の低迷で損失を出し、生活費の不足に充てるため着服に及んだものでした。なお、暴力団等の反社会的勢力とのつながりはありませんでした。

(2) 当協会の対応

当協会では、不正事件調査等対応チームを立ち上げるとともに、監督官庁である経済産業省、金融庁及び栃木県に逐次報告を行いました。また、マスコミ各社に事件を公表しました。

不正事件調査等対応チームによる調査や中小企業庁及び関東経済産業局の検査、保証協会債権回収株式会社の現地調査等を踏まえ不正事件の全容を明らかにするとともに、原因分析、再発防止策の検討をすすめました。

(3) 原因分析及び再発防止策

不正事件の原因分析及び再発防止策については、保証協会債権回収株式会社、営業所と協力し調査・検討を行いました。また、中小企業庁及び関東経済産業局等の検査時の指導を踏まえ、次のとおり原因分析を行うとともに、当協会としての再発防止策を講じることとしました。

今後は、法務省の業務改善命令に基づく保証協会債権回収株式会社の業務改善計画についても、連携してその実施に努めていきます。

【原因1】

- ・ 営業所の業務執行等への関与が十分でなかった。
- ・ 回収方法や回収現金の管理などに関する具体的な検査、指導が不十分であった。
- ・ また、職員管理等営業所内部の状況把握も不十分であった。

【再発防止策】

①四半期毎の具体的な実績報告の徴収や検査・監査の強化、②管理業務経験のある中堅課長級職員の出向による営業所体制の強化等、関与の強化

【原因2】

- ・ 業務執行に際してのチェック体制が十分でなかったこと。
- ・ 折衝記録への破産等の法的整理事案の登録及び振込用紙の作成・出力、債権額通知のデータ入力が職員の権限での処理が可能、休日、夜間又は休暇中の回収防止策が不十分であった。

【再発防止策】

①破産等の法的整理事案の登録及び振込用紙の作成・出力を回収部門から管理部門に移管し課長管理下に置く、②債権額通知データの管理者関与、③時間外回収行為の防止のため顧客の注意喚起のリーフレット送付、④債権額確認通知の年2回送付等、チェック体制の充実

【原因3】

- ・ 役職員のコンプライアンスの徹底が十分でなかったこと。
- ・ 管理職のリスク管理意識が不十分、コンプライアンスマニュアルの「行動基準」や「求償権事務処理要領」等の内部規程に不正事件の防止の観点からのチェック規定が不備、管理職による職員の状況把握が不十分であった。

【再発防止策】

①職員階層別、とりわけ管理職に重点を置いた研修会の実施、②職員ヒアリングの充実による職員の状況把握、③コンプライアンスマニュアルや「求償権事務処理要領」等の内部規程の全面的見直し等、コンプライアンスの徹底

(4) 関係者の処分等

- ・ 当該嘱託職員については、平成25年12月28日付で懲戒免職処分としました。
- ・ 常勤役員（会長、専務理事、常勤理事2名、常勤監事）については、懲戒処分の規定がないため、自主的に報酬の1割を3月から3か月間返上しました。
- ・ 当該嘱託職員を管理監督する職員については、担当部長を譴責処分、担当課長を口頭訓戒としました。

4. 事業計画について

保証承諾については、上期は前年を下回って推移したものの、下期に入り景気の持ち直しにより資金需要が回復し、18,900件（前年比99.9%）、1,599億05百万円（同99.6%）となり、件数・金額ともに概ね前年並みとなりました。計画（金額ベース）に対しては94.1%でした。

保証債務残高は、68,494件（前年比100.5%）、4,517億20百万円（同96.6%）となり、前年度末に対し、339件増加したものの金額は160億46百万円の減少となりました。計画（金額ベース）に対しては97.6%でした。

代位弁済は、中小企業金融円滑化法の終了による増加が懸念されましたが、992件（前年比

103.0%)、71億71百万円(同102.8%)となり、小幅な増加に止まりました。計画(金額ベース)に対しては79.7%でした。

回収は、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加等により回収環境が厳しくなる中、149件(前年比116.4%)、16億11百万円(同89.8%)と金額では前年を下回り、計画(金額ベース)に対しても94.8%となりました。

平成25年度の主要業務数値は、次のとおりです。

	件数	金額	計画値	計画達成率
保証承諾	18,900件(99.9%)	1,599億05百万円(99.6%)	1,700億円	94.1%
保証債務残高	68,494件(100.5%)	4,517億20百万円(96.6%)	4,630億円	97.6%
代位弁済	992件(103.0%)	71億71百万円(102.8%)	90億円	79.7%
回収	149件(116.4%)	16億11百万円(89.8%)	17億円	94.8%

5. 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、18億77百万円(前年比88.1%)の収支差額を計上することができました。この収支差額については、全国と比較し保証債務残高に対する基本財産の割合が低位であることから、基本財産に13億14百万円、収支差額変動準備金に5億63百万円を繰り入れました。

平成25年度の決算概要(収支計算書)は、次のとおりです。

	金額
経常収入	51億80百万円
経常支出	31億57百万円
経常収支差額	20億23百万円
経常外収入	93億09百万円
経常外支出	95億53百万円
経常外収支差額	▲2億44百万円
制度改革促進基金取崩額	98百万円
収支差額変動準備金取崩額	0百万円
当期収支差額	18億77百万円

6. 財務計画について

基本財産のうち、基金は期中での変動はなく期末で48億68百万円でした。

基金準備金は収支差額のうち13億14百万円を繰り入れた結果、期末では212億98百万円となりました。その結果、基本財産総額は261億66百万円となりました。

■外部評価委員会の意見等

- 積極的な現地調査や面談により経営実態に応じた保証に努めており、条件変更についても柔軟に対応しています。また、関係機関と連携した保証推進に努めています。このような取組により保証浸透率が全国平均を上回るようになったと考えられ評価できます。
- 小規模事業者支援については、負担軽減措置として小口零細保証の保証料率引き下げを行うなど前向きに対応しています。また、今後ますます重要となる創業支援については、創業等連携サポート制度により支援強化に努めているところですが、より創業者の利便性向上に努めることを期待します。さらに、責任共有保証について普及に努めるとともに、農業関連においても6次産業化など保証支援が可能な分野に対しては積極的に取り組むことを期待します。
- 経営支援・再生支援では、特に震災の後遺症もあり条件変更が恒常化している返済緩和先については、個別企業の動向はもとより今後協会の収支に与える影響も懸念されます。業務部と保証部を統合し、保証から代位弁済決定までの一体的な期中管理ができるような体制づくりを実施しましたが、こうした返済緩和先への対応を含め、引き続き円滑に運営できるよう取り組む必要があります。また、経営サポート会議や外部専門家の活用など、関係機関と連携した経営支援にも連絡・調整を密に取り組むことを期待します。
- 回収については、一部弁済による保証債務免除などを有効に活用し、回収の最大化に繋げることを期待します。ただし、その運用に関しては、総合的なバランスを見て不公平感のないように条件を設定するなど配慮しながら実施していくことが必要となります。
- 不正事件が発生したことは非常に残念ですが、その後、関係機関、マスコミへの情報開示や当該職員への処分など迅速な対応を行ったことは認められます。また、原因の分析と再発防止にもしっかり組織的に対応しています。今後は、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高める内部研修に努めるとともに、システムの見直しなど今回の課題に対するフォローアップを継続して再発防止に努めて行くことを期待します。
- 経営計画については、自己評価、外部評価委員による評価を実施しているところであり、PDCAのサイクルが十分機能するよう努めていくことを期待します。

決算

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	416	基 本 財 産	26,165,734
預 け 金	17,600,729	基 金	4,867,756
普通預金	1,392,781	基金準備金	21,297,978
定期預金	16,200,000	制度改革促進基金	206,456
郵便貯金	7,948	収支差額変動準備金	11,844,713
金 銭 信 託	0	責 任 準 備 金	2,753,936
有 価 証 券	29,671,836	求 償 権 償 却 準 備 金	558,819
国 債	0	退 職 給 与 引 当 金	510,603
地 方 債	20,465,648	損 失 補 償 金	0
社 債	9,202,188	保 証 債 務	451,720,031
株 式	4,000	求 償 権 補 填 金	0
その他有価証券	260	借 入 金	0
動 産 ・ 不 動 産	243,292	長期借入金	0
事業用不動産	196,641	短期借入金	0
事業用動産	46,650	収支差額変動準備金造成資金	0
損失補償金見返	0	雑 勘 定	8,923,554
保証債務見返	451,720,031	仮 受 金	107,876
求 償 権	2,095,847	保険納付金	142,188
譲 受 債 権	0	損失補償納付金	9,806
雑 勘 定	1,351,436	未経過保証料	8,656,811
仮 払 金	170,445	未払保険料	2,843
厚生基金	151,559	未 払 費 用	4,031
未 収 利 息	58,143		
未経過保険料	968,406		
そ の 他	2,882		
合 計	502,683,847	合 計	502,683,847

地方債・社債等、安全性の高い有価証券を保有し、資金運用を行っています。

金融機関へ代位弁済し、取得した債権が求償権です。ここから、年度末に求償権を償却処理した残額が計上されています。

日本政策金融公庫に支払った信用保険料のうち、翌事業年度以降に係る部分を計上しています。

地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。一般企業の資本金に相当します。

国の施策推進のため、国から拠出された基金です。

収支差額に欠損が生じた場合等に備える為の準備金です。

受入保証料のうち翌事業年度以降に係る部分を計上しています。

収支計算書（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
経 常 収 入	5,179,961
保 証 料	4,231,292
預 け 金 利 息	59,036
有 価 証 券 利 息 配 当 金	446,369
延 滞 保 証 料	7,615
損 害 金	13,774
事 務 補 助 金	120,719
責 任 共 有 負 担 金	267,731
雑 収 入	33,425
経 常 支 出	3,156,705
業 務 費	1,108,239
信 用 保 険 料	2,048,466
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	0
経 常 収 支 差 額	2,023,256
経 常 外 収 入	9,308,782
償 却 求 償 権 回 収 金	173,109
責 任 準 備 金 戻 入	2,847,996
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	528,254
求 償 権 補 填 金 戻 入	5,744,148
保 険 金	5,113,389
損 失 補 償 補 填 金	630,760
そ の 他 収 入	15,275
経 常 外 支 出	9,553,144
求 償 権 償 却	6,195,196
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	28,806
退 職 金	15,520
責 任 準 備 金 繰 入	2,753,936
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	558,819
そ の 他 支 出	867
経 常 外 収 支 差 額	△244,361
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	97,671
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1,876,566
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	562,969
基 本 財 産 繰 入 額	1,313,597

お客様などからいただいた信用保証料のうち、当年度に係る部分を計上したものです。翌事業年度以降に係る部分は、未経過保証料に計上しています。

責任共有制度により金融機関から受領した負担金です。

受領した責任共有負担金から、日本政策金融公庫へ支払った納付金です。

年度末求償権のうち、回収不能となり償却処理した求償権や当年度に受領した保険金相当額等を計上しています。

資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

地方公共団体の制度や金融機関との提携制度を運営する上での信用保証料や経費の補助金を計上しています。

日本政策金融公庫へ支払った信用保険料です。

代位弁済に伴い受領した保険金と損失補償金から、回収分を納付した後の金額を計上しています。

将来の不測の事態に備えて、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。一般企業の貸倒引当金に相当します。

財産目録（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	416	責 任 準 備 金	2,753,936
預 け 金	17,600,729	求 償 権 償 却 準 備 金	558,819
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	510,603
有 価 証 券	29,671,836	損 失 補 償 金	0
その他有価証券	260	保 証 債 務	451,720,031
動 産 ・ 不 動 産	243,292	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 見 返	0	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	451,720,031	雑 勘 定	8,923,554
求 償 権	2,095,847		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	1,351,436		
合 計	502,683,847	合 計	464,466,944
		正 味 財 産	38,216,903

ごあいさつ

当協会の概要

平成25年度
事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

業務数値

1. 主要業務数値

■主要業務数値の推移

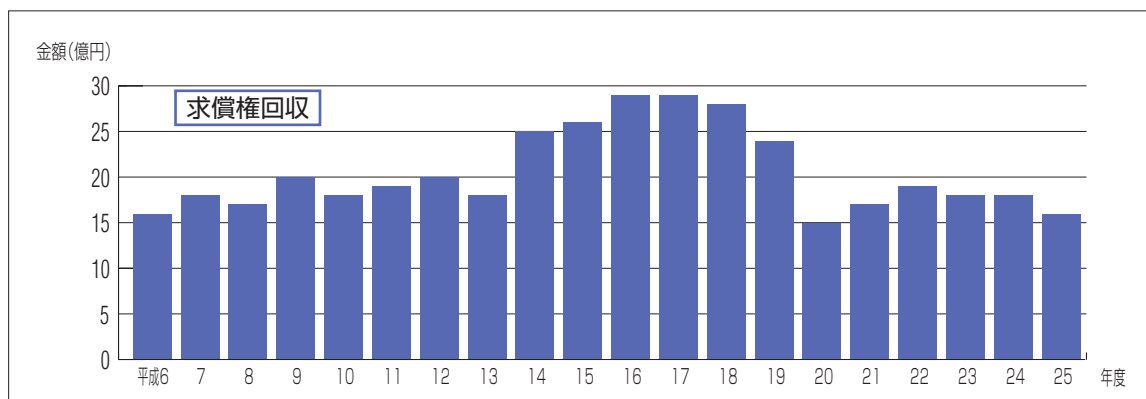
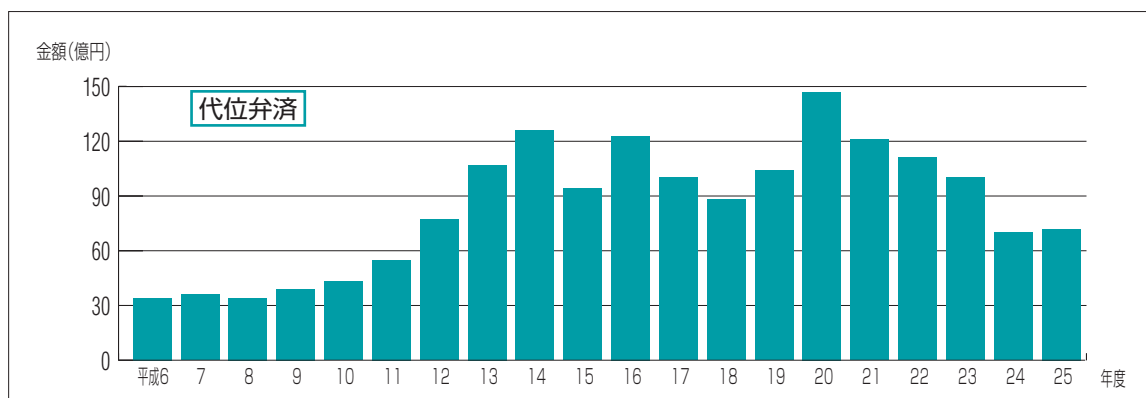
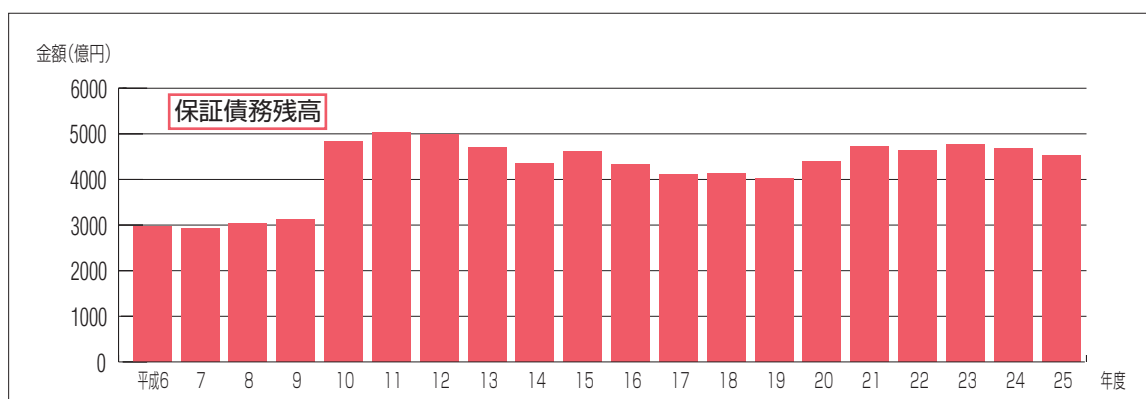
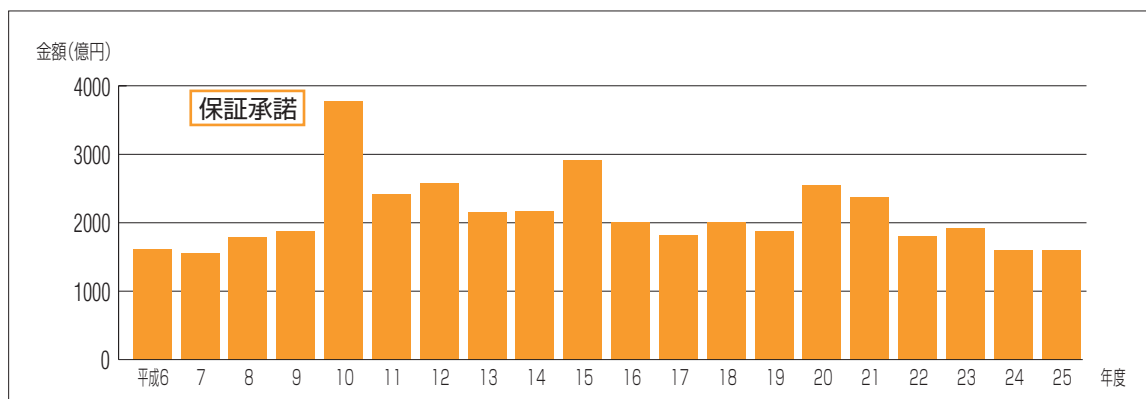
(単位:百万円)

	保証承諾	保証債務残高	代位弁済	求償権回収
平成6年度	161,229	297,536	3,487	1,634
7	155,574	293,709	3,666	1,838
8	178,842	303,879	3,400	1,721
9	187,728	311,990	3,900	2,094
10	378,406	482,579	4,375	1,863
11	241,447	503,422	5,592	1,909
12	257,704	498,371	7,752	2,085
13	216,188	470,784	10,751	1,837
14	216,624	434,649	12,678	2,509
15	291,581	461,553	9,412	2,670
16	200,526	433,203	12,376	2,993
17	181,436	411,097	10,080	2,987
18	201,369	413,505	8,899	2,870
19	188,095	402,467	10,499	2,471
20	254,628	440,223	14,746	1,579
21	238,172	472,747	12,138	1,736
22	180,339	464,669	11,107	1,932
23	192,044	476,745	10,044	1,823
24	160,563	467,766	6,978	1,794
25	159,905	451,720	7,171	1,611

■本支所別

(単位:百万円、%)

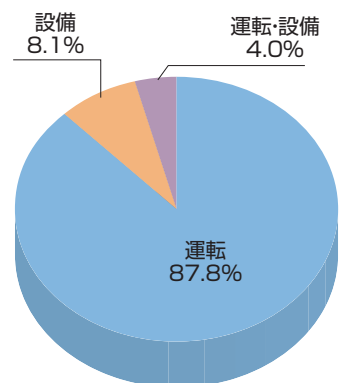
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比
本 所	16,463	139,152	87.0	100.6	58,333	381,727	84.5	97.3	816	5,626	78.5	94.7
足利支所	2,437	20,753	13.0	93.5	10,161	69,993	15.5	92.7	176	1,545	21.5	148.7
合 計	18,900	159,905	100.0	99.6	68,494	451,720	100.0	96.6	992	7,171	100.0	102.8



2. 資金使途別

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
運 転	16,587	140,464	87.8	98.3
設 備	1,521	12,987	8.1	111.8
運転・設備	792	6,455	4.0	107.6
合 計	18,900	159,905	100.0	99.6



3. 制度別 (主な制度)

(単位:百万円、%)

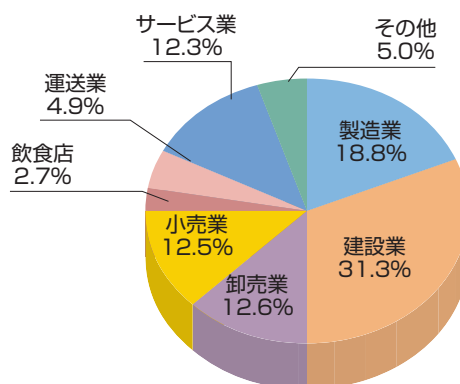
制 度	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
制 度 保 証	14,129	98,129	88.5	60,668	363,970	91.7	849	6,203	103.8
県 制 度	3,629	26,279	70.0	20,626	138,367	89.1	346	2,535	125.1
市 町 村 制 度	8,255	39,262	98.6	27,298	87,331	102.5	145	501	91.8
セーフティネット保証	936	11,476	74.1	22,037	161,673	78.9	495	4,270	92.8
5 号 認 定	935	11,461	74.0	16,077	113,583	81.2	276	2,136	114.1
6 号 認 定	0	0	-	5,800	47,221	74.1	214	2,103	77.6
災 害 関 係 保 証	2	12	15.8	158	1,381	83.9	0	0	-
東日本大震災復興緊急保証	938	11,501	45.6	6,501	63,859	97.6	55	545	185.6
創 業 関 連 保 証	332	1,176	95.2	1,198	2,986	102.4	30	129	124.5
中小企業特定社債保証	51	2,296	67.4	142	6,815	123.7	1	81	-
流動資産担保融資保証	17	426	57.0	14	567	94.4	0	0	-
当 座 貸 越 根 保 証	200	3,381	129.8	319	5,292	115.8	3	24	317.1
事業者カードローン根保証	534	2,533	99.0	1,171	4,807	102.8	13	59	210.3
小口零細企業保証	204	475	118.8	549	867	99.6	8	14	57.8
経 営 力 強 化 保 証	3	25	40.3	6	72	143.3	0	0	-
金 融 機 関 提 携 保 証	573	14,200	104.8	2,486	41,502	85.8	66	966	82.4
商工いきいき特別保証	180	573	75.0	1,873	3,678	79.8	69	172	93.9
一 般 保 証	4,771	61,776	124.4	7,826	87,750	123.8	143	969	96.7
合 計	18,900	159,905	99.6	68,494	451,720	96.6	992	7,171	102.8

4. 業種別

■保証承諾

(単位:百万円、%)

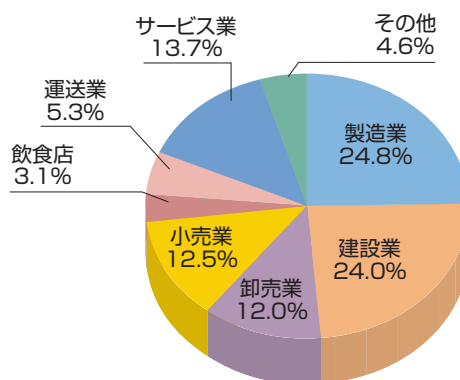
	件数	金額	構成比	前年比
製造業	3,255	30,074	18.8	90.8
建設業	6,146	50,057	31.3	103.8
卸売業	1,805	20,135	12.6	99.6
小売業	2,661	19,918	12.5	100.8
飲食店	957	4,328	2.7	95.0
運送業	689	7,777	4.9	93.0
サービス業	2,542	19,631	12.3	102.2
その他	845	7,985	5.0	112.2
合計	18,900	159,905	100.0	99.6



■保証債務残高

(単位:百万円、%)

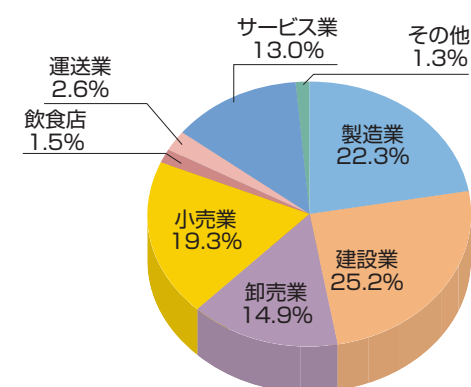
	件数	金額	構成比	前年比
製造業	14,271	112,117	24.8	93.5
建設業	17,687	108,451	24.0	97.8
卸売業	6,417	54,061	12.0	95.7
小売業	9,947	56,374	12.5	96.7
飲食店	3,986	14,016	3.1	98.7
運送業	2,972	24,080	5.3	96.8
サービス業	10,191	61,894	13.7	97.3
その他	3,023	20,727	4.6	105.8
合計	68,494	451,720	100.0	96.6



■代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
製造業	198	1,602	22.3	110.1
建設業	268	1,804	25.2	67.8
卸売業	138	1,067	14.9	128.9
小売業	182	1,385	19.3	130.8
飲食店	43	110	1.5	55.1
運送業	26	184	2.6	150.3
サービス業	125	929	13.0	168.4
その他	12	90	1.3	88.9
合計	992	7,171	100.0	102.8

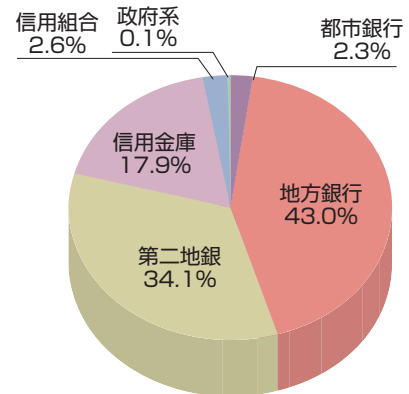


5. 金融機関群別

■保証承諾

(単位:百万円、%)

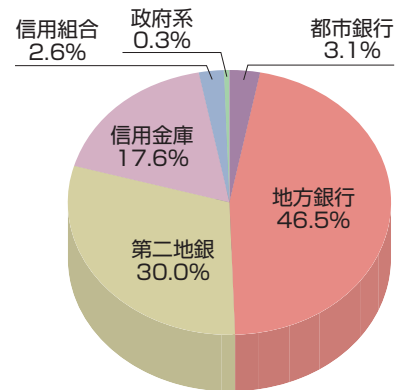
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	151	3,628	2.3	89.1
地方銀行	6,197	68,806	43.0	98.6
第二地銀	7,505	54,529	34.1	104.6
信用金庫	4,314	28,558	17.9	95.2
信用組合	713	4,154	2.6	96.5
政府系	20	231	0.1	83.6
その他	0	0	0.0	-
合計	18,900	159,905	100.0	99.6



■保証債務残高

(単位:百万円、%)

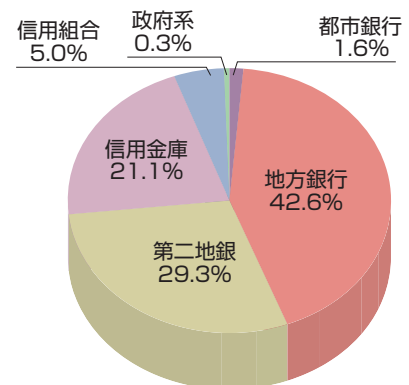
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	837	14,120	3.1	92.5
地方銀行	26,000	209,944	46.5	97.7
第二地銀	23,776	135,293	30.0	96.2
信用金庫	14,876	79,314	17.6	95.3
信用組合	2,872	11,677	2.6	96.4
政府系	133	1,372	0.3	88.2
その他	0	0	0.0	-
合計	68,494	451,720	100.0	96.6



■代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	10	112	1.6	89.3
地方銀行	365	3,058	42.6	112.7
第二地銀	309	2,104	29.3	103.4
信用金庫	260	1,514	21.1	83.7
信用組合	44	360	5.0	124.6
政府系	4	24	0.3	316.4
その他	0	0	0.0	-
合計	992	7,171	100.0	102.8



6. 市町別

(単位:百万円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
宇都宮市	5,390	48,440	108.5	18,411	120,216	97.7	295	1,728	130.6
足利市	1,113	9,041	87.6	5,373	39,004	90.8	147	1,348	162.7
栃木市	1,444	11,710	93.7	4,887	32,122	95.6	51	377	41.9
佐野市	1,124	9,992	102.8	4,243	27,311	96.4	38	259	122.8
鹿沼市	900	8,166	89.1	3,668	26,409	99.0	76	598	179.8
日光市	866	7,094	110.6	3,044	20,302	98.4	33	185	116.5
小山市	1,242	10,623	76.8	5,622	38,627	94.5	56	393	37.1
真岡市	618	4,644	121.0	2,250	13,237	98.1	16	55	27.0
大田原市	895	7,700	110.0	2,741	18,020	99.9	21	191	91.0
矢板市	328	2,393	82.1	1,107	6,487	96.6	21	107	106.2
那須塩原市	1,253	11,081	97.3	4,751	31,780	95.7	86	791	85.8
さくら市	505	4,445	117.6	1,323	9,189	104.6	13	75	1,333.8
那須烏山市	305	1,788	100.9	955	5,144	95.1	0	0	-
下野市	439	3,159	108.3	1,234	6,453	100.8	7	28	58.8
上三川町	206	1,448	77.6	775	4,888	94.1	5	33	-
益子町	200	981	81.6	867	3,608	97.3	14	117	579.5
茂木町	209	1,123	140.3	677	2,942	100.4	5	16	28.9
市貝町	91	706	122.2	423	2,429	99.9	3	11	23.0
芳賀町	123	806	103.7	470	2,339	95.0	7	56	26.7
壬生町	330	2,710	104.3	1,164	6,926	91.0	21	289	447.8
野木町	180	1,035	119.3	504	2,421	100.3	4	2	21.3
岩舟町	152	1,135	83.2	521	3,326	93.6	2	3	76.4
塩谷町	98	770	97.7	266	1,573	100.8	5	22	541.2
高根沢町	244	2,017	94.5	772	4,926	100.9	13	68	495.8
那須町	324	2,638	84.5	1,282	8,867	96.6	29	133	131.3
那珂川町	131	888	99.7	483	2,243	96.0	11	71	325.3
《県外》	190	3,373	100.0	681	10,931	96.2	13	214	177.3
合計	18,900	159,905	99.6	68,494	451,720	96.6	992	7,171	102.8

7. 保証浸透度の推移

	対象企業者数	利用企業者数	保証浸透度
平成21年度末	70,412	24,214	34.4%
平成22年度末	70,412	24,318	34.5%
平成23年度末	70,553	24,650	34.9%
平成24年度末	70,736	24,823	35.1%
平成25年度末	65,262	24,945	38.2%

取り組み

■トピックス

主なトピックス一覧	
4月	「金融機関との事務連絡会議」を開催
6月	「金融機関店舗表彰」を実施 「第3回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催 「外部評価委員会」を開催 「信用保証申込書記入の手引」を改訂
7月	「市町村特別保証制度連絡会議」を開催 「『食の魅力』発見プロジェクト2013」を後援
8月	栃木県中小企業再生支援協議会との情報交換会に出席 「とちぎネットワークファンド投資事業有限責任組合」に加入(出資)
9月	関東信越税理士会栃木県支部連合会との協議会に出席
10月	県内3企業の「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2013」への出展支援
11月	「金融機関との事務連絡会議」を開催 「創業等連携サポート制度」の創設 「小口零細企業保証」及び「特別小口保証」の保証料率引き下げを開始 「市町村商工担当者との事務打ち合わせ会議」を開催 「ものづくり企業展示・商談会2013」を開催
12月	「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」を開催
1月	「とちぎ食の展示・商談会2014」を後援 「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」の創設 「新春経済講演会」を開催
2月	「経営者保証に関するガイドライン」の運用開始 「経営者保証ガイドライン対応保証」の創設 「第44回保証業務講座」を開催 「金融機関との事務連絡会議」を開催 「第4回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催 「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」及び「デフレ脱却等特別相談窓口」を開設
3月	「平成26年2月14日からの大雪による災害に関する相談窓口」を開設

「創業等連携サポート制度」創設

「創業等連携サポート制度」は、創業または分社化を目指す方を地域の支援機関と当協会が連携し、創業等に関するご相談から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行うことで、事業の成長を支援することを目的に創設しました。さらに、当協会からの支援として、同制度をご利用される方の保証料率を、創業等に関する制度の保証料率（0.8%）から0.2%割り引きすることとしました。

なお、同制度における支援機関とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第17条第1項の規定に基づき国が認定した認定経営革新等支援機関である金融機関、商工会議所、商工会、栃木県中小企業団体中央会、栃木県産業振興センターを指します。



「小口零細企業保証制度」「特別小口保証」保証料率引下げ

小規模事業者に対するより踏み込んだ資金調達支援として、小規模企業者の安定的な資金調達を維持し経営の安定を図ることを目的とした「小口零細企業保証制度」及び「特別小口保証」の保証料率を引き下げました。(平成28年3月31日保証申込分まで適用)



「経営改善サポート保証」「経営者保証ガイドライン対応保証」創設

「経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）」は、債権者間の合意が得られている事業再生計画を基に事業の再生に取り組む中小企業者の資金調達等の支援を目的に創設しました。

「経営者保証ガイドライン対応保証」は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、同ガイドラインにおいて求められている対応が講じられていることを前提に、当協会と金融機関が連携して経営者保証に依存しない融資を推進することにより、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的に創設しました。

創業・経営・再生支援

創業支援では、「創業等連携サポート制度」を創設したほか、支援機関が実施する創業者向けセミナー等において創業関係保証の周知を図るとともに、創業相談、創業計画書の作成に関する助言等を行いました。また、創業者との面談や現地調査により実態把握に努めながら、創業関係保証等を活用することで積極的な支援に努めました。

経営・再生支援では、「経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）」を創設したほか、関係機関と中小企業者の現況や経営改善に向けた課題を共有し、経営改善計画の策定支援、金融支援、計画進捗のフォローアップ等適時適切な支援を実施しました。また、昨年度から実施している「外部専門家等活用支援事業」や「経営サポート会議」等を積極的に活用することで中小企業者の支援強化に努めました。さらに、中小企業者の事業再生に関する環境を整備するため、新たに設立された事業再生ファンドと組合契約を締結しました。

関係機関との連携強化

とちぎ中小企業支援ネットワークの運営

とちぎ中小企業支援ネットワークの事務局として、会員機関相互の連携強化が図れるよう「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催しました。また、個別中小企業者の経営改善や再生が早期に図れるよう、金融機関が支援策に関する意見交換や調整を行う「経営サポート会議」を開催しました。(とちぎ中小企業支援ネットワーク会議実績:2回、経営サポート会議実績:63企業75回)

金融機関との連携

金融機関のみなさまとは情報交換会や事務連絡会議等により連携を深めました。また、保証業務を主とした当協会の業務について理解を深めていただくために、金融機関との勉強会も実施しました。(金融機関勉強会出席実績:22回)

栃木県との連携

栃木県のみなさまとは意見交換会や勉強会等により連携を深め、県制度融資の充実に努めました。また、栃木県が実施する「金融円滑化特別相談窓口」に当協会職員を派遣し、協働で中小企業者の資金繰り相談に対応しました。

市町との連携

市町のみなさまとは市町村特別保証制度の適正な運用と利用促進が図れるよう「市町村特別保証制度連絡会議」や「市町商工担当者との事務打ち合わせ会議」等を開催し、意見交換を行うことで連携を深めました。また、市町村特別保証制度を実施している市町の地域活性化に役立てていただくことを目的に、市町が開催するイベントに協賛しました。

	イベント名		イベント名
宇都宮市	第38回ふるさと宮まつり	さくら市	氏家商工まつり2013
足利市	第9回足利そば祭り	那須烏山市	近代化遺産全国一斉公開2013inなすからすやま
栃木市	2013つが花火大会	下野市	第2回下野市産業祭
	第12回小江戸野州栃木お蔵のお人形さん巡り	益子町	第19回ましこの炎まつり
	ど田舎にしかた祭り	茂木町	もてぎうまいもの市
	おおひら産業祭	市貝町	第2回サシバの里いちかい夏まつり花火大会
佐野市	第21回さの秀郷まつり	芳賀町	芳賀町ロマン花火2013
鹿沼市	鹿沼さつき祭り協賛第41回花火大会	壬生町	壬生町ふるさとまつり
日光市	日光けっこうフェスティバル2013	野木町	第22回ひまわりフェスティバル
小山市	おやまサマーフェスティバル2013花火大会	岩舟町	サマーフェスタinいわふね2013
真岡市	第44回真岡市夏祭大花火大会	塩谷町	第18回塩谷町ふるさと納涼祭
	尊徳夏まつり2013	那須町	第11回那須九尾まつり
大田原市	第21回芭蕉の里くろばね紫陽花まつり	那珂川町	那珂川町夢まつり
那須塩原市	2013年那須野巻狩まつり		

商工団体との連携

商工団体のみならずとはより良い協調体制の確立を図り、中小企業者への支援体制を強化することを目的に「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」等を開催し、意見交換を行うことで連携を深めました。

その他外部機関との連携

栃木県中小企業再生支援協議会、東日本大震災事業者再生支援機構、栃木県産業振興センター、栃木県中小企業診断士会、関東信越税理士会栃木県支部連合会等のみなさまとは勉強会、意見交換会を通じ連携を深め、協働で創業・経営・再生支援に取り組みました。

ビジネスマッチングによる企業支援

中小企業者のビジネスチャンス拡大の支援を目的とし「ものづくり企業展示・商談会2013」の開催をはじめ、「『食の魅力』発見プロジェクト2013」、「とちぎ食の展示・商談会2014」の後援、県内3企業の「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2013」への出展支援を実施しました。

なお、「ものづくり企業展示・商談会2013」は、足利銀行、県内に本店を有する信用金庫・信用組合、栃木県、当協会が連携し開催したものです。企画から当日の運営まで積極的に参加することで出展企業及び来場者数の増加の一翼を担いました。



「第44回保証業務講座」開催

信用保証業務について理解を深めていただくことを目的とし、県内に本支店を有する金融機関の担当者を対象に「第44回保証業務講座」を開催しました。

講座では、保証申込から代位弁済までの実務について理解を深めていただきました。また、懇親の場を設けることで、当協会担当者だけでなく各金融機関担当者同士の意見交換も行われました。



経営の透明性の向上

経営方針や経営実態等を明確にし適切な業務運営を確保するため、「第3次中期事業計画」及び「平成25年度経営計画」を公表しました。

また、「平成24年度経営計画」の実施状況について自己評価を行ったうえで「外部評価委員会」を開催し、外部の有識者から実施状況等について評価・意見等をいただき、その内容についても公表しました。



■ 広報活動

ホームページ

当協会の概要や保証制度、企業支援に関する情報のもとより、関係機関の情報等多くの最新情報を掲載しています。

URL : <http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



ディスクロージャー誌

中小企業者、関係機関をはじめ多くの方々に当協会についての理解を深めていただくために、ディスクロージャー誌「栃木県信用保証協会のあらし」を毎年発行しています。



広報誌

保証業務に関するトピックスやインフォメーション、業務概況、各種統計等を掲載した広報誌「保証だより」を毎月発行しています。



パンフレット・リーフレット

保証制度や当協会の取り組み等についての理解を深めていただくために随時作成・配布しています。



手引き

保証業務等についての理解を深めていただくために随時作成・配布しています。



キャラクター『ギャランベリー』

当協会キャラクター『ギャランベリー』は、「いちご」のフレッシュさと「カモシカ」の可愛さを併せ持つ栃木県生まれの生き物で、カモシカもびっくりの俊足で栃木県を駆け回り、頑張る企業のみなさまを応援しています。



プロフィール

生年月日：平成21年10月5日
 出身地：栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号
 栃木県産業会館
 好きな食べ物：栃木県のB級グルメ
 趣味・特技：栃木県の中小企業者を
 信用保証で応援すること
 性格：好奇心旺盛で、信用保証を知って
 もらうことが何よりの喜び

はじめに

当協会の概要

平成25年度
事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）

1. 適正保証の推進

中小企業の資金繰りの円滑化を一層推進するため、中小企業の経営実態に応じた適正保証に努めるとともに、金融機関との適切な責任分担に基づく責任共有保証の利用定着化を進めます。また、自治体の中小企業金融施策による県制度融資及び市町村制度融資を積極的に推進するとともに、多様化する中小企業の資金ニーズに応じた各種保証制度の積極的かつ適切な推進に取り組みます。

(1) 経営実態に応じた適切な保証

セーフティネット保証や震災関連保証が収束に向かう中、セーフティネット保証5号・6号や震災関連保証を利用した企業への長期的かつ安定的な資金繰りを支援するとともに、借換保証や条件変更等による資金繰り改善にも対応します。また、保証利用企業に対する現地調査を積極的に実施し、経営実態の的確な把握による適時適切な保証支援に取り組みます。

(2) 責任共有保証の取り組み強化

責任共有保証の利用を推進して、制度の浸透及び定着化を図り、中小企業への長期的かつ安定した資金繰りを支援します。

(3) 地方公共団体制度の保証推進

県制度融資及び市町村制度融資の積極的な推進により、幅広い中小企業への資金繰りを支援し、地域金融の促進に努めます。

(4) セーフティネット保証や小口零細企業保証等の適正利用

セーフティネット保証や震災関連保証等の政策保証については、制度の趣旨を踏まえ、適正かつ適切な保証を推進します。また、小規模企業については、小口零細企業保証等を活用した効果的な保証を推進します。

(5) 中小企業のニーズに応じた制度の活用

流動資産担保融資保証制度や中小企業特定社債保証制度等の各種保証制度を推進し、多様化する中小企業の資金ニーズにこたえ、顧客サービスの向上に努めます。

(6) 関係機関との連携強化

金融機関、県、市町村、商工団体等の関係機関と一層の連携・協調を図り、中小企業への経営支援を強化するとともに、ビジネスマッチング等の事業支援に取り組みます。また、中小企業にとって利用度の高い県・市町の制度融資や提携保証制度については、関係機関と連携し、充実した制度に向けて見直しを検討します。

2. 期中支援の強化

保証利用企業について、期中における経営実態を的確に把握し、適時適切な期中支援を行います。また、厳しい経営環境下において経営改善に取り組む企業に対しては、その実情に応じた資金繰り改善を支援するとともに、金融機関や関係機関と連携した効果的な経営支援と再生支援をサポートします。さらに、延滞・事故先に対しては早期対応に着手し、継続した期中管理を通して、代位弁済の抑制に努めます。

(1) 企業状態に応じた経営支援

保証利用企業については、現地調査やセーフティネット保証5号モニタリング等を通して、期中における経営実態の的確な把握に努めます。また、中小企業の実情に応じた創業支援、経営支援、再生

支援を実施するとともに、返済緩和先や事故先等については、経営実態や資金繰り状況の把握を通し、正常化に向けた取り組みを支援します。

(2) 大口保証先の管理強化

大口保証先については、期中において決算書を徴求し業況を把握するとともに、必要に応じ現地調査や経営者との面談、金融機関からのヒアリング等を実施し、期中管理を強化します。

(3) 重点管理先の経営支援

重点管理先については、個々の経営実態に応じた資金繰り改善を支援するとともに、金融機関、栃木県中小企業再生支援協議会、専門家等と連携し、経営改善に向けた取り組みを支援します。また、定期的なモニタリングを実施して、経営改善計画の進捗管理を行い、事業の維持・存続を支援します。

(4) 経営相談体制の充実

国の中小企業支援ネットワーク強化事業の活用、金融機関、県、市町村、商工団体等との連携を通して、中小企業の課題解決に向けた経営相談体制の充実を図ります。

(5) 適切な延滞・事故管理

延滞・事故先については、金融機関との連携を強化し、初期段階での調整を図り、正常化に向けた取り組みを支援し、中小企業の事業継続に繋がります。

3. 運営基盤の強化

協会収支及び保険収支の健全化に向けて、さらなる回収の最大化、回収業務の効率化等に努めます。また、中小企業金融における信用保証協会の役割、重要性が益々高まる中において、公的な保証機関としての責任を認識し、コンプライアンス態勢の一層の強化と規律ある業務運営に努め、持続的な運営基盤の確立を図ります。

(1) 回収の促進

求償権の回収環境が厳しくなる中、サービスとの連携により、債務者の現況や実態に即した回収を促進するとともに、管理事務停止や求償権整理にも積極的に取り組みます。

(2) コンプライアンス態勢の強化

各種法令の遵守や内部規程に沿った適正な業務を行うとともに、コンプライアンスプログラムの着実な実施とフォローアップの徹底により、コンプライアンス態勢の一層の強化を図ります。

(3) 運営規律の強化

公的機関としての使命と責任を再認識し、規律ある業務運営に努めるとともに、経営方針や業務実績等について適切な情報開示を行うなど、経営の透明性向上に努めます。

(4) 経営基盤の充実

業務の効率化や経費の削減に継続的に取り組むとともに、安全かつ効率的な資金運用を行い、安定した経営基盤の確保に努めます。

(5) 危機管理の強化

地震等の災害やシステム障害等不測の事態に備えるため、事業継続計画（BCP）の運用管理を強化するとともに、システムの安全対策及び適切な運用に組み込み、危機管理態勢の充実を図ります。

(6) 人材育成

社会環境が変化する中で、協会業務に対して適正に対応できる人材を育成するため、全国信用保証協会連合会主催の各種研修等への参加や中小企業診断士を始めとした業務関連資格取得の奨励等を推進します。

(7) 広報活動の充実

充実した広報・広告活動を展開し、保証協会の認知度と保証利用浸透度を高めます。

平成26年度経営計画

■経営方針

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

県内の景気は、緩やかに持ち直しており、D I等の景気指標においても改善がみられます。

個人消費は、大型小売店舗販売はやや伸び悩んでいますが、自動車販売が乗用車、軽自動車ともに好調であるなど、一部に消費税率引上げに伴う駆け込み需要の影響もみられるものの底固く推移しています。生産活動は、足元では生産指数が横ばいとなっていますが、前年比ベースでは上回っており緩やかに回復しています。建設業においては、震災関連を含む公共工事等の増加により仕事の量は増加しましたが、人手不足による人件費の高騰や円安による原材料高などにより採算が悪化するなどの問題も発生しています。雇用情勢については有効求人倍率が1.0倍を下回る水準で推移していますが、改善基調にあり12月では0.96倍まで回復しています。

先行きについては、海外景気の下振れや消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動等のリスク要因はありますが、国の成長戦略の効果が顕現し輸出の持ち直しや内需の拡大により着実な景気回復に向かうことが期待されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

景気は回復局面に入っており、景気回復の実感も少しずつ地域の中小企業に波及し始めており、設備投資等の前向き資金において改善の兆しもみられます。

また、金融円滑化法の終了により大幅な企業倒産の増加も懸念されましたが、金融機関が貸付条件の変更等に弾力的、柔軟に対応したことや景気回復も相まって、企業倒産は件数・金額ともに前年を下回るなど懸念された事態は回避されたといえます。

しかし、一方では負債額1億円未満の倒産件数が過半数を超えるなど負債額の少額化傾向がみられ、倒産件数に占める小規模・零細企業の割合は増加傾向にあります。

また、全体の倒産が減少する中、中小企業金融円滑化法の適用を受け条件変更を実施した企業の倒産は増加しており、今後もそうした条件変更実施先からの倒産が発生することが懸念されます。

2. 業務運営方針

県内中小企業の資金繰りの円滑化や経営支援に万全を期します。特に国の施策とも呼応し創業者や小規模事業者を積極的に支援するとともに、中小企業の経営改善に取り組むこととします。また、昨年度判明した嘱託職員の不正事件を踏まえ、内部規律やリスク管理の一層の強化に取り組むこととし、平成26年度の業務運営の基本方針を次のとおりとしました。

- ① 中小企業の経営実態に応じた迅速かつ適切な保証に努めるとともに、創業者や小規模事業者への支援強化、新規先の獲得による利用企業者数の増加を図ります。また、中小企業金融施策としての地方公共団体の制度融資を積極的に推進するとともに、多様化する中小企業のニーズに応じた保証制度や支援施策等の利用促進に取り組みます。
- ② 保証利用企業への経営支援の強化に取り組みます。とりわけ返済緩和先については、引続き貸付条件変更に対応するとともに、既往借入の借換えによる一本化、再生スキームの活用等により正常化に向けた支援に取り組みます。また、関係機関と連携した経営支援や企業に身近な支援活動の充実に努めます。
- ③ 信用補完制度の健全な運営に資するため、適正保証の推進に努めることはもとより、延滞・事故先への早期対応等の期中支援を通して、代位弁済の抑制に努めます。また、回収の最大化、回収業務の効率化等により、回収率の向上に努めます。

- ④コンプライアンスや内部管理のより一層の強化を図り、不正事件の再発防止に努めるとともに、規律ある業務運営と経営基盤の強化に取り組み、協会経営の健全性の確保と持続的な運営基盤の確立を図ります。

重点課題

【保証部門】

1. 現状認識

景気は回復局面にありますが、資金需要の本格的な回復は見られず保証承諾は伸び悩んでいます。

また、これまでセーフティネット保証や震災関連保証といった政策保証を主体に資金繰り支援に取り組んできましたが、緊急時から平時への移行等によりこうした保証のさらなる利用減少が予想されるなど、保証債務残高の減少も見込まれます。一方で返済緩和・猶予等の条件変更については高水準で推移しており、引続き貸付条件の変更や返済緩和先に対する柔軟な対応が求められています。

このような状況下、中小企業の経営実態に応じた迅速かつ適切な保証を推進するとともに、新規先の獲得等により保証利用層の拡充を図る必要があります。また、国の施策とも呼応して創業者や小規模事業者等に対する支援強化や中小企業のニーズに応じた各種制度の積極的な活用を推進していく必要があります。さらに、そうした中小企業に対する適切な保証、多様化する保証制度、返済緩和先への資金繰り支援に対応するため、職員の審査能力の向上や経営支援ノウハウの習得も必要となっています。

また、関係機関と連携し積極的に保証利用の促進を図るとともに、高止まりしている返済緩和先の資金繰り支援については、借換保証や条件変更により、個々の中小企業の実情に応じて、これまで以上にきめ細やかに対応する必要があります。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2. 具体的な課題

- (1) 迅速かつ適切な資金繰り支援
- (2) 保証利用の促進と保証利用層の拡充
- (3) 創業者や小規模事業者への支援の充実
- (4) 中小企業のニーズに応じた制度の推進
- (5) 審査能力の向上
- (6) 関係機関と連携した保証推進

3. 課題解決のための方策

(1) 迅速かつ適切な資金繰り支援

- ①保証利用先企業に対しては積極的な現地調査の実施により経営実態や特性を捉え、迅速・適切な保証に努めます。
- ②セーフティネット保証や震災関連保証を利用している先の既保証分の再調達資金に対しては、現況把握に努め、引き続き柔軟かつ適切な資金繰り支援に取り組むとともに、返済緩和先に対しては借換保証や条件変更等により個々の実情に応じて、資金繰り改善支援に取り組めます。
- ③金融機関との協調融資により企業の正常化を支援する保証制度の創設などにより、金融機関との連携を図りつつ、事業者への適切な支援実施に努めます。

(2) 保証利用の促進と保証利用層の拡充

- ① 新規保証先に対する保証料率割引キャンペーンを実施するなど金融機関との連携を図り、これまで保証利用のなかった先や完済後に再利用がない先の保証利用促進を図ります。
- ② 保証料率の割引きや金融機関との連携により低利での取扱いを可能とする保証制度を創設するなど、中小企業への負担を軽減することで保証利用層の拡充を図ります。

(3) 創業者や小規模事業者への支援の充実

- ① 創業保証については、事業内容の把握に努め、開業時の資金調達を支援することはもとより、開業後の事業定着に向けた支援にも積極的に取り組みます。
- ② 新規開業を促進するため、創業時の金融相談や計画策定のアドバイス等創業支援に積極的に取り組むとともに、金融機関及び支援機関と連携して創業者等を支援する「創業等連携サポート制度」の利用促進を図ります。
- ③ 小規模事業者については、平成25年度から実施している小口零細企業保証や特別小口保証の保証料率の引き下げを継続し積極的な支援に努めます。また、保証料率引き下げ等の推進策について、事業者や金融機関等の関係機関への周知に努めることで、さらなる利用促進を図ります。
- ④ 小規模事業者に対しては、保証料補助や低金利等の支援措置があり、利便性の高い地方公共団体制度の活用を推進します。

(4) 中小企業のニーズに応じた制度の推進

- ① 経営者保証ガイドライン対応保証については、制度の趣旨等について周知を図るとともに、実施体制を整備し、金融機関と連携して適切な運用及び定着化に努めます。
- ② 返済緩和先の保証、借換え等の資金ニーズに対しては、実態に応じ経営改善局面では経営力強化保証、再生局面においては経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）等を活用するなど、事業者のステージに適合した保証制度の推進に努めます。
- ③ 地方公共団体制度融資の積極的な推進により、幅広く中小企業への資金繰りを支援します。
- ④ 中小企業の資金ニーズに対応するため、流動資産担保融資保証制度や中小企業特定社債保証制度等の推進に努め、資金調達手段の多様化を図ります。
- ⑤ セーフティネット保証や震災関連保証の対象者については、制度の趣旨を踏まえ弾力的な対応に努めます。

(5) 審査能力の向上

- ① 現地調査や経営者との面談を通して、経営の実態把握や与信判断能力の向上を図ります。また、OJTや外部研修等を通して、審査担当者の目利き能力を高め、決算書による定量的な分析だけでなく、中小企業の成長可能性等の定性的な要因を評価できる職員を育成します。
- ② 経営改善計画策定支援等での外部専門家との協働や経営サポート会議等の経営支援業務を通じ、経営支援のノウハウやスキルの向上を図ります。
- ③ 合同会議等による実務事例の共有や照会事例のデータ化等により情報共有化を図るとともに、保証実務におけるマニュアル等を整備することで、保証審査の一層の効率化・迅速化、信用リスクに応じた適切な審査の実施に努めます。

(6) 関係機関と連携した保証推進

- ① 地方公共団体、認定支援機関等とのより一層の連携・協働を図り、保証推進に努めます。また、中小企業にとって利用度の高い地方公共団体融資制度について、充実した制度に向けた見直しを検討します。
- ② 金融機関や関係機関との情報交換会等を通して、保証制度等の周知を図るとともに、積極的な広報活動により、各種保証制度等を中小企業に広く周知し、保証利用の促進と新規顧客の獲得に努めます。
- ③ 金融機関との連携を強化し責任共有保証の定着化に努めます。

【期中管理部門】

1. 現状認識

これまでの長引く景気低迷により中小企業の企業体力は低下しており、返済緩和や猶予の条件変更は高水準で推移しています。こうした返済緩和先に対しては、国に於いても新たな制度の創設や再生スキームの構築など支援態勢を整備しており、信用保証協会に対してもより一層の経営支援、正常化に向けた支援への取組強化が求められています。

このような状況下、より効果的な経営支援を実施するため、重点支援先を選定するなど企業実態に応じた経営支援を実施するとともに、外部専門家等活用支援事業や経営サポート会議等を活用することで、金融機関をはじめとする関係機関との連携を図っていく必要があります。特に、返済緩和先の経営・再生支援にあたっては、各支援機関と連携した借換保証、条件変更による資金繰り支援に加え、各種再生スキーム等を積極的に活用した正常化に向けた支援に取り組む必要があります。

また、小規模事業者に対しては、経営相談事業やビジネスマッチング事業等の支援活動を通して企業の経営力向上に向けた取組みをサポートします。さらに、延滞・事故先に対しては引続き早期着手、継続した期中管理により、代位弁済の抑制に努めます。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2. 具体的な課題

- (1) 企業状態に応じた経営支援
- (2) 重点支援先の支援強化
- (3) 支援機関と連携した経営・再生支援
- (4) 企業に身近な支援活動の充実
- (5) 延滞・事故管理の早期着手

3. 課題解決のための方策

(1) 企業状態に応じた経営支援

- ①保証利用先については、現地調査や経営者とのヒアリング等を通して、期中における経営実態を的確に把握し、企業個々の実情に応じた経営支援に取り組めます。
- ②返済緩和先については、企業実態に応じたきめ細やかな対応に努めるとともに、経営力強化保証や経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）等の政策保証を活用して正常化支援に努めます。また、再生支援に際しては、各種再生スキームの積極的な活用も検討します。
- ③創業保証を利用した先については、適切なモニタリングの実施により創業計画の達成状況等を把握し、業績改善に向けたフォローアップに取り組めます。また、当協会の外部専門家等活用支援事業の利用先についても経営改善計画の進捗確認や改善実行等のフォローアップに努めます。
- ④大口保証先については、必要に応じて現地調査や経営者との面談を実施するほか、期中において継続的に決算書を徴求し業況を把握するとともに、金融機関とのヒアリング等を実施するなど実態把握に努めます。

(2) 重点支援先の支援強化

- ①重点支援先については、現況を把握したうえで取組方針を明確化し、経営改善計画策定の推進や外部専門家、経営サポート会議等を活用し金融調整を図るなど、経営実態に応じた効果的な経営支援を実施します。

- ②返済緩和先であるものの、経営改善が進み業績や収益改善が見られる先については、正常化に向けた支援強化に努めます。

(3) 支援機関と連携した経営・再生支援

- ①事務局として「とちぎ中小企業支援ネットワーク」を効果的に運営し、情報の共有化等による経営支援スキルの向上を図り、経営支援の実効性を高めるよう努めます。
- ②経営サポート会議を効果的に活用し、経営支援の方向性や金融調整等について意見交換、情報共有を行うとともに、国で実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」における合意形成の場として活用を図ります。
- ③栃木県中小企業診断士会と連携した、外部専門家等活用支援事業による専門家派遣を積極的に活用し効果的な経営支援に取り組みます。
- ④自ら経営改善計画を策定することが難しい中小企業・小規模事業者への経営改善計画の策定支援にあたっては、国で実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の積極的な活用を図ります。
- ⑤中小企業再生支援協議会や金融機関等の認定支援機関との連携を密にして支援目線を共有することで、経営・再生支援への取組みの強化に努めます。
- ⑥東日本大震災事業者再生支援機構や事業再生ファンド運営会社等の支援機関と連携しながら「不等価譲渡」、「債権放棄」、「DDS」等の再生スキームを活用し再生支援に努めます。また、代位弁済後の企業に対しても回収部門と連携し「求償権消滅保証」を活用するなど、企業再生への取組みを強化します。

(4) 企業に身近な支援活動の充実

- ①国で実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る事業者の自己負担部分に対する費用補助を実施することで、経営改善意欲のある中小企業の経営改善計画策定の促進を図ります。
- ②関係機関が開催するビジネスフェア等に参加する企業を積極的に支援することで、中小企業の経営改善、事業拡大に貢献します。
- ③中小企業の経営課題に対しては、中小企業診断士会と連携した経営相談会（経営改善・創業等）を定期的に開催するとともに、協会職員による相談会を開催するほか、相談窓口についても常設し企業からの資金繰り相談に応じる等きめ細やかに対応します。

(5) 延滞・事故管理の早期着手

- ①金融機関との緊密な連携により、延滞・事故管理の早期着手を図り、企業の実態を早期に把握するとともに、返済負担軽減等の迅速かつ適切な対応を行うことにより、代位弁済の抑制と中小企業の事業継続に繋がります。
- ②事業継続が困難な先に対しては、速やかに代位弁済を実行することで、代位弁済支払利息の抑制と回収の早期着手に繋がります。また、ノウハウの蓄積や事例の共有化により代位弁済事務の迅速化、効率化に努めます。

【回収部門】

1. 現状認識

回収部門において発生した不正事件を踏まえリスク管理体制の見直しを図り、再発防止に向けた改善策の策定、実施を徹底していく必要があります。

回収環境は、不動産市況等でやや改善が見られますが、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加に加え、関係人の破産等の法的整理手続きの増加により依然厳しい状況にあります。こうした厳しい回収環境にありますが、協会収支を確保し、保険収支の改善を進めていくためには、回収の

最大化、回収業務の効率化に積極的に取り組む必要があります。また、2月から運用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」については、ガイドラインの趣旨に沿って適切な対応に努める必要があります。さらに、代位弁済後も事業を継続している企業に対しては再生スキーム等を活用した再生支援にも積極的に取り組む必要があります。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2. 具体的な課題

- (1) リスク管理体制の見直し
- (2) 回収の最大化
- (3) 回収業務の効率化
- (4) 再生支援の取り組み

3. 課題解決のための方策

(1) リスク管理体制の見直し

管理回収事務の遂行に万全を期すため、求償権管理事務処理要領及び求償権管理回収事務の手引等の全面的な見直しを実施します。また、「不正事件に対する再発防止策」として以下のとおり実施します。

- ① サービス栃木営業所から四半期毎に「業務実績報告」を徴収し、これに基づき検査室・常勤監事による検査及び監査を実施します。また、管理職経験のある中堅職員の出向により管理体制を強化するなど、サービス栃木営業所への委託業務に対する関与を深めます。
- ② 破産等の情報登録や振込用紙の作成・出力及び債権額通知データに関する管理職員の管理監督を強化するとともに、回収金の管理に関する検査室・常勤監事の検査及び監査を強化することで、業務執行に対するチェック体制を強化します。
- ③ 債権額のお知らせを年2回発送するとともに、職員が単独で休日等には回収を行わないことや正規の領収書様式などを掲載したリーフレットを配布し、回収方法の周知を図ることで、債務者等への訪問時における不正防止策を強化します。

(2) 回収の最大化

- ① 期中管理部門との連携により資産状況等を事前取得し、代位弁済後は速やかに債務者等の実態を把握し、実情に見合った回収方針を決定するとともに、進行管理を徹底します。
- ② 定期回収については、入金管理表を活用して入金管理を徹底、延滞等の督促を強化することで回収の増加に繋がります。
- ③ 債務者および保証人の実態を把握し、一部弁済による保証債務免除を活用することにより、効果的な回収を図ります。

(3) 回収業務の効率化

- ① コンビニエンスストアからの振込や自動振替の利用促進による効率化を図り、入金方法の選択の幅を広げることで定期回収の底上げに繋がります。
- ② 回収見込みのない求償権については、管理事務停止及び求償権整理を積極的かつ適正に実施します。

(4) 再生支援の取り組み

- ① 代位弁済後も事業を継続し再生見込みのある企業を支援するため、求償権消滅保証等を活用します。また、事業再生ファンド等の支援機関と連携した債権放棄、DDS等の再生スキームの活用を図り事業再生へ向けた支援に積極的に取り組みます。

- ②東日本大震災により影響を受けた企業については、不等価譲渡等の活用により事業再生を積極的に支援します。

【その他間接部門】

1. 現状認識

中小企業金融における信用保証協会の役割、重要性が益々高まる中、コンプライアンスや運営規律の強化に努め、公的な保証機関としての役割を果たしていく必要があります。

そのため、適正保証の推進及び資産の健全化等により健全な経営を維持していくことで経営基盤を強化するとともに、業務遂行を担う職員の育成に努めていくことが重要になります。

また、システムリスクや事務リスク等の管理強化や災害緊急時の業務の継続を確保するため、事業継続計画(BCP)の運用管理を強化する等、危機管理態勢の充実を図る必要があります。

このような中、中小企業金融の円滑化を担う公的機関である信用保証協会において、不正事件が発生させたことを踏まえ、コンプライアンスのこれまで以上の徹底、再発防止策の策定及び実施に役職員一同全力で取り組んでいきます。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2. 具体的な課題

- (1) コンプライアンス及びリスク管理の徹底
- (2) 運営規律の強化
- (3) 経営基盤の充実
- (4) 災害危機管理の強化
- (5) 人材育成
- (6) 広報活動の充実

3. 課題解決のための方策

(1) コンプライアンス及びリスク管理の徹底

- ①リスク管理の強化のため、内部規程を改正し改正後の規程に沿った事務の徹底や内部監査の強化等に努めます。また、コンプライアンスマニュアルの見直し実施に加え、コンプライアンスプログラムを計画的に実践し、進捗状況についての監査等フォローアップを強化することで、コンプライアンスの更なる浸透と意識の向上を図ります。
- ②これまで開催していた外部講師を招いての研修会、内部研修会に加え、管理職を対象とした研修会を実施します。また、質量ともに充実した職員ヒアリングを実施することにより、業務面はもとより日常生活面まで含め職員の状況把握に努め、適正な対応をすることで、コンプライアンスの実現に不可欠である良好なコミュニケーションの形成を図ります。
- ③システムリスクについては、ネットワークシステム管理運用規定に基づきセキュリティの向上、情報漏えいの防止に努めるとともに、障害・不具合等の防止に向けた対応により管理強化を図ります。
- ④反社会的勢力等については、関係機関との連携により徹底的な排除に努めます。また、不正利用についてもデータベース化等による情報の共有化や基準等の整備により利用防止に努めます。

(2) 運営規律の強化

- ①適切な業務運営を確保するため、事業計画の執行管理を徹底するとともに、業務実績やコンプ

ライアンスについて外部評価を受けます。

- ② 経営の透明性を高めるため、年度経営計画及び前年度経営計画の達成状況に対する評価について公表します。また、業務実績等について適時適切に情報開示を行います。

(3) 経営基盤の充実

- ① さらなる業務の改善・効率化のため、グループウェアのバージョンアップや人事管理システムの27年度稼働に向けた準備作業を進めます。
- ② 永久保存文書のマイクロフィルム化や外部倉庫を活用した書類管理等についての検討を進めることで、業務環境の改善・向上に努めます。
- ③ 金融経済環境が変化中、安全性に留意したより効率的な資金運用に努めます。また、予算の厳格化等により経費削減に努めることで財務基盤の充実に努めます。
- ④ CRDデータ等の分析により保証債務残高にかかる信用リスクを把握するとともに、適切な管理を行います。

(4) 災害危機管理の強化

地震等の災害やシステム障害等不測の事態に備えるため、安否確認システムなど事業継続計画(BCP)の運用管理を強化します。また、バッチデータ等のシステムセンター内サーバへの保存実施により、災害時等のデータ毀損のリスクを低減します。

(5) 人材育成

- ① 中小企業診断士等の資格取得や通信教育講座の受講の奨励、各種研修への参加等を通して、職員の一層のレベルアップを図ります。
- ② 全国信用保証協会連合会や日本政策金融公庫から講師を招いた研修会を開催し、信用補完制度を取り巻く環境や信用保険に対する知識取得に努めます。

(6) 広報活動の充実

- ① ホームページでの情報発信や月報の発行、マスメディアの活用等に積極的に取り組み、効率的かつ実効性のある広報活動を展開することで、保証利用促進に努めます。
- ② 地方公共団体、商工団体等の関係機関と連携し、各団体の発行する広報誌等を活用した保証制度や実施事業の周知により利用促進を図ります。
- ③ 信用保証実務や信用保証制度の適切な運用を図るため、関係機関向けに各種手引きやマニュアル等を配布して周知に努めます。
- ④ 創業者等に対するアンケートの実施により、協会へのニーズを把握し経営支援や効果的な業務運営に活用していきます。

■ 主要業務数値の見通し

平成26年度の主要業務数値(計画)は、以下の通りです。

	金額	前年度実績比
保証承諾	1,700億円	106.3%
保証債務残高	4,550億円	100.7%
代位弁済	70億円	97.6%
回収	16億円	99.3%

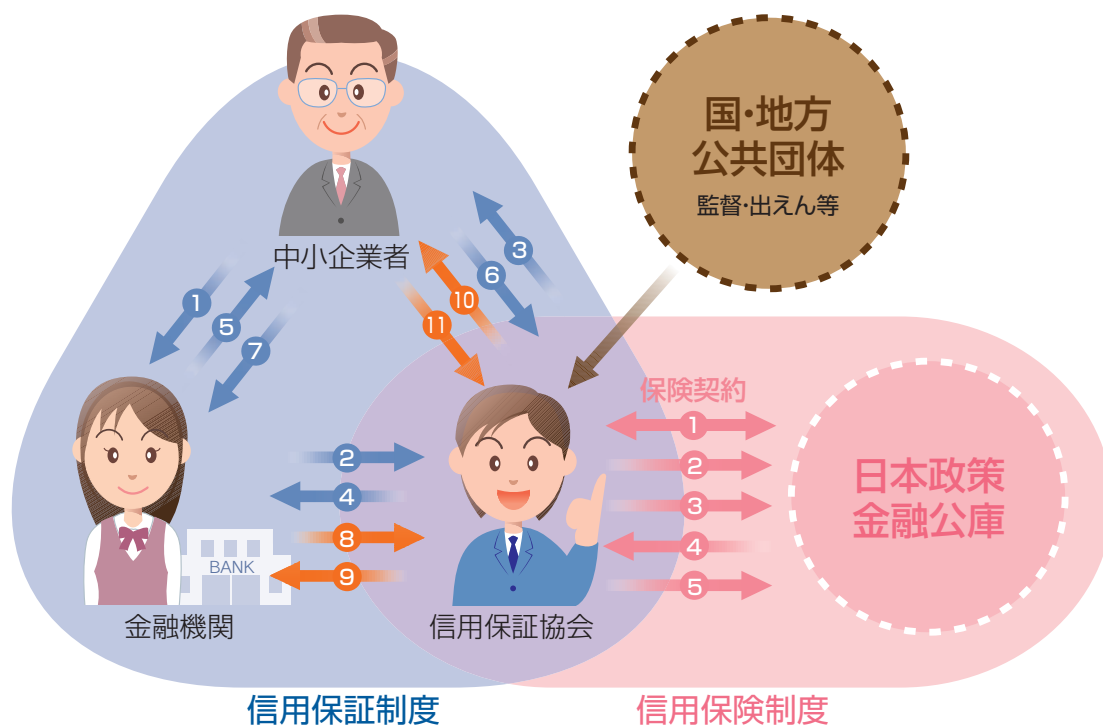
信用保証業務

信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、「信用保証制度」と「信用保険制度」から成り立っています。

「信用保証制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者で、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に信用保証協会が公的な保証人となることで資金調達を容易にし、中小企業者の資金繰りを円滑にすることを目的としています。

「信用保険制度」は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者が基本的な当事者で、信用保証協会の信用保証業務に伴うリスクを保険によってカバーし、「信用保証制度」の機能が十分に発揮されることを目的としています。



信用保証制度

- ① 中小企業者は金融機関に保証付融資を申込みます。
- ② 金融機関は中小企業者の調査及び審査を行います。その結果、保証付融資を適当と判断したときは、信用保証協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 信用保証協会は中小企業者の信用調査を行います。
- ④ 信用保証協会が信用調査の結果適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を交付します。
- ⑤ 金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑥ 中小企業者は信用保証協会に所定の信用保証料を支払います。ただし、金融機関経由での支払いとなります。
- ⑦ 中小企業者は融資条件に従って借入金を返済します。

事故(借入金の返済不履行など)の場合

- ⑧ 中小企業者が何らかの事情により借入金の返済ができないなどの事態に陥ったときは、金融機関と信用保証協会とで調整を進めます。両者で協議の上、金融機関は代位弁済の請求をします。
- ⑨ 信用保証協会は代位弁済の請求に基づき金融機関に代位弁済を行います。
- ⑩ 信用保証協会は代位弁済によって中小企業者に対する求償権(債権)を取得します。
- ⑪ 中小企業者は信用保証協会に対し求償債務を弁済します。

信用保険制度

- ① 信用保証協会が保証を承諾し金融機関から中小企業者に対して融資が実行されると、原則として中小企業者の資格、借入金の使途、保証金額等の一定の要件を備えるものはすべて日本政策金融公庫の信用保険がかかるしくみとなっています。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に対し、保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ代位弁済元金の70~90% (この率を保険填補率という。)を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は保険金受領後の中小企業者からの回収金を、回収の都度、保険填補率に応じて日本政策金融公庫へ納付します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

信用保証協会をご利用いただける方は、所在地、業種、企業規模、許認可等などにおいて一定の要件を満たしている方です。

■所在地

栃木県内で事業を営んでいるまたは営むための具体的な計画がある

[法人] 栃木県内に事業所がある [個人] 栃木県内に住居または事業所がある

■業種

商工業のほぼすべての業種

ただし、農林漁業、金融・保険業、性風俗関連特殊営業などご利用いただけない業種もあります。

■企業規模

個人で事業を営む方は常時使用する従業員数が、法人で事業を営む方は資本金または常時使用する従業員数が以下の表に該当する

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 <small>(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)</small>	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
医業	—	個人100人以下 法人300人以下

■許認可等

事業を営むうえで必要な法律により定められた許認可等を取得している

信用保証協会では、特に確認が必要と認められる26事業法42業種を営む方について許認可等の確認をしています。

対象資金

信用保証協会をご利用になりお借り入れできる資金は、事業を営むうえで必要な「運転資金(借換資金含む)」と「設備資金」のみです。そのため、生活資金、住宅資金、転貸資金、投機資金などのお借り入れにはご利用いただけません。

保証人と担保

信用保証協会をご利用いただく際は原則として、法人の代表者以外の保証人は不要です。ただし、担保(不動産など)は必要に応じて提供していただきます。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会をご利用していただくうえで中小企業者にお支払いいただく唯一の費用で、借入金額、保証期間、保証料率、返済方法などにより算出されます。

保証料率は、中小企業者が保証のお申し込みをする時期の直近申告書（決算書）により区分が決定され、さらにご利用になる制度によって以下の表のとおり変動します。ただし、区分に関係なく定率の保証料率となる制度もあります。また、一定の会計基準を満たした方や担保を活用したお借り入れの際に保証料率が割り引きとなる場合もあります。

■責任共有対象保証料率

(単位:%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450
当座貸越・事業者カードローン	1.620	1.490	1.320	1.150	0.980	0.850	0.680	0.510	0.390
県制度	1.400	1.250	1.100	0.950	0.900	0.850	0.800	0.600	0.450
市町村特別保証制度	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	0.900	0.720	0.540	0.405
無担保当貸5000	1.600	1.450	1.300	1.150	0.950	0.800	0.600	0.450	0.350
手形割引根保証	1.520	1.390	1.220	1.050	0.880	0.750	0.580	0.410	0.290

■責任共有対象外保証料率

(単位:%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500
県制度	1.600	1.450	1.300	1.150	1.050	1.000	0.900	0.700	0.500
市町村特別保証制度	1.980	1.800	1.620	1.440	1.215	0.990	0.810	0.630	0.450

ご利用の流れ

「信用保証委託申込書」、「信用保証委託契約書」、「個人情報の取扱いに関する同意書」に必要事項をご記入のうえ、申告書（決算書）などの必要書類を添えて金融機関にお申し込みください。

ご相談 お申し込み

- 信用保証協会またはお借り入れを希望する金融機関にご相談のうえ、必要書類を金融機関に提出してお申し込みください。

信用調査

- 信用保証協会が申込人の信用調査を行い、保証の可否を決めます。
※審査によりご希望に添えない場合があります。
また、信用保証協会とは別に金融機関の審査もあります。

ご融資

- 金融機関と契約を取り交わし、ご融資の実行となります。
※融資実行時に信用保証料をお支払いいただけます。

ご返済

- 金融機関との契約内容に従い金融機関へご返済ください。

主な保証制度

■全国統一保証制度

※貸付利率は、全ての制度において金融機関所定となります。

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
一般保証	県内に事業所を有し事業を営んでいる方 (個人で県内に住居がある方を含む)	2億8,000万円	運転(借換含む) 10年以内 設備 20年以内	0.45%~ 1.90%
借換保証	既往保証付借入の返済負担を借り換えにより 軽減させたい方	2億8,000万円	借換 (真水部分での 運転・設備含む) 10年以内	0.45%~ 1.90%
経営者保証ガイド ライン対応保証	「経営者保証に関するガイドライン」において 求められている対応を講じており、自社の経 営力のみで資金を調達したい方	2億8,000万円	運転(借換含む) 3年以内 設備 5年以内	0.45%~ 1.90%
創業関連保証	創業または分社化をお考えの方 (創業後間もない方を含む)	1,000万円 【支援創業関連保証】 1,500万円	運転・設備 10年以内	0.80% 【創業等連携サ ポート制度併用時】 0.60%
創業等関連保証	創業または分社化をお考えの方 (創業後間もない方を含む)	1,500万円	運転・設備 10年以内	0.80% 【創業等連携サ ポート制度併用時】 0.60%
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の 支援を受けつつ、自らが策定した事業計画を 基に経営の改善に取り組む方	2億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 借換 10年以内	0.45%~ 2.00%
経営改善サポート 保証(事業再生計画 実施関連保証)	債権者間の合意が取れている計画を基に事 業の再生に取り組む方	2億8,000万円	15年以内	0.70%または 0.80%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	取引先の倒産や事業活動の制限、災害、取引 先金融機関の破綻等により経営の安定に支 障が生じている方で、市町村長からセーフ ティネット保証に係る認定書の発行を受けた 方	【1~5号、7、8号要件】 2億8,000万円 【6号要件】 3億8,000万円	運転(借換含む) 10年以内 設備 20年以内	【1~6号要件】 0.80% 【7、8号要件】 0.70%
災害関係保証	東日本大震災により直接被害を受けた方で、 市町村長から罹災証明書の発行を受けた方	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 20年以内	0.70%
東日本大震災復興 緊急保証	東日本大震災による影響を受けている(受け た)方で、市町村長から罹災証明書または東 日本大震災に係る認定書の発行を受けた方	2億8,000万円	運転(借換含む)・ 設備 10年以内	0.70%
小口零細企業保証	常時使用する従業員が20名(ただし、娯楽 業・宿泊業を除く商業・サービス業は5名)以 下で、新規借入を含めた保証付借入の残高 が1,250万円以内の方 ※保証料率の引き下げ実施中(平成28年3 月31日保証申込(当協会受付)分まで)	1,250万円	運転(借換含む)・ 設備 10年以内	0.50%~ 2.20% 【引き下げ期間中】 0.40%~ 2.10%

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権（電子記録債権含む）または棚卸資産を担保として有効活用したい方	2億円	運転・設備 【根保証】1年 【個別】1年以内	0.68%
事業者カードローン保証	借入限度内で借入金を反復して行いたい方	2,000万円 ※最低保証額100万円	運転設備 1年または2年	0.39%～ 1.62%
当座貸越根保証	借入限度内で借入金を反復して行いたい方	2億8,000万円 ※最低保証額100万円	運転設備 1年または2年	0.39%～ 1.62%
中小企業特定社債保証	社債を発行し資金を調達したい方	4億5,000万円	運転・設備 7年以内	0.45%～ 1.90%
予約保証	将来必要になる資金に備えておきたい方	2,000万円	運転・設備 5年以内	0.60%～ 1.90%
長期経営資金保証	長期の資金を調達したい方	2億円 ※最低保証額 2,000万円	運転 15年以内 設備 20年以内	0.45%～ 1.90%

■ 栃木県信用保証協会独自の保証制度

※貸付利率は、エクセレント保証を除く全ての制度において金融機関所定となります。

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
エクセレント保証	財務内容が良好な方	1億円	運転・設備 5年以内	0.30%～ 0.65% ※貸付利率 1.00%以下
ランクアップ保証	既往保証付借入について返済条件の緩和措置を受けている方で、経営改善計画書を基に経営の改善に取り組む方	【A資金】 既往保証付借入残高 【B資金】 8,000万円	【A資金】 運転（借換のみ） 【B資金】 運転・設備 10年以内	0.45%～ 1.90%
無担保当貸5000保証	借入限度内で借入金を反復して行いたい方	5,000万円 （または直近申告書の 平均月商の3倍のい ずれか少ない額） ※最低保証額 1,000万円	運転 1年または2年	0.35%～ 1.60%
商工いきいき特別保証	商工団体の経営指導及び推薦を受けた方	500万円 （または直近申告書の 平均月商の3倍のい ずれか少ない額）	運転（借換含む）・ 設備 10年以内	0.45%～ 1.90%
割引根保証	割引限度内で手形及び電子記録債権の割引を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転 1年	0.29%～ 1.52%
とちぎビッグサポート保証	経営改善計画書を基に経営の改善に取り組む方	5,000万円	運転（借換含む）・ 設備（建物を除く） 7年以内 設備（建物） 10年以内	0.45%～ 1.90%

地方公共団体融資制度

栃木県及び県内25市町には、中小企業者の借入負担が軽減されるようさまざまな制度がご用意されています。

さまざまな資金ニーズに応じた制度

創業する方、小規模事業者の方、経営の安定を図りたい方など、さまざまな資金ニーズに応じた制度がご用意されています。

低率で固定の借入利率

お借り入れされている期間を通して低率の固定金利が適用されるため、金利の支払負担が軽減されます。

引き下げられた保証料率

県・市町村融資制度をご利用すると、制度をご利用しない場合よりも引き下げられた保証料率が適用されるため、信用保証料の支払負担が軽減されます。

創業等連携サポート制度

創業等連携サポート制度は、創業または分社化を目指す方を地域の支援機関と当協会が連携し事業の成長を支援することを目的に創設した制度です。同制度では、創業等に関するご相談から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行っています。さらに、当協会からの支援として、同制度をご利用される方の保証料率を0.2%割引（割引後保証料率0.6%）しています。

経営改善計画策定費用補助事業

当協会をご利用中の中小企業者に、国が実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用し経営改善計画を策定した際に要した費用のうち、国の補助の対象（費用の2/3かつ上限200万円）とならず自己負担となった費用の一部を補助（上限20万円）しています。

外部専門家等活用支援事業（個別指導）

当協会をご利用中で経営改善の意欲がある中小企業者が早期に経営課題の改善を進められるよう、豊富な経験と知識を有する専門家を当協会の費用負担（上限5回）で派遣しています。

各種相談会等

当協会では、県内の中小企業者の経営に関するご相談をお受けするため、経営相談会を定期的開催しています。経営相談会では、外部の中小企業診断士や当協会の職員が中小企業者、創業をお考えの方からのご相談をお受けしています。また、各種相談窓口も設置しています。

なお、いずれの相談も無料です。

責任共有制度

制度の目的

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的としています。(平成19年10月1日導入)

保証割合

〔導入前〕

原則100%保証



〔導入後〕

信用保証協会80%
金融機関 20%

※但し、対象除外となる保証制度もあります。

制度の概要

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。いずれの方式においても金融機関の負担割合(20%)は同等です。

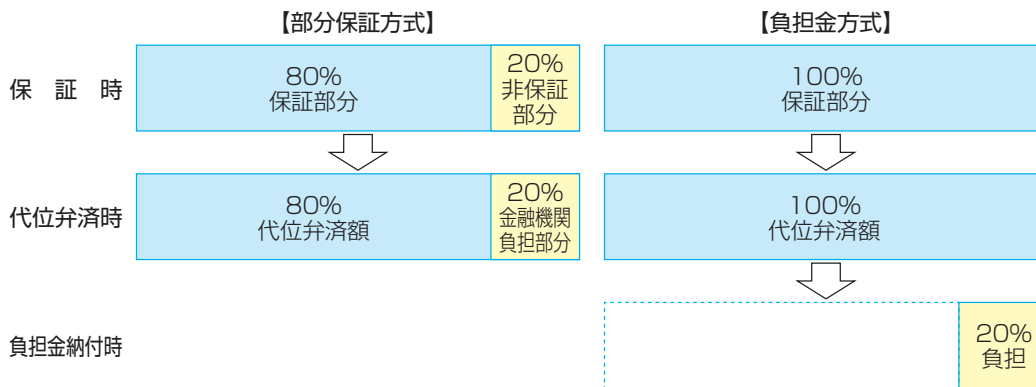
【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関の保証利用実績に応じた一定の負担金を金融機関が納付する方式

(金融機関の負担部分イメージ図)



対象除外となる保証制度

- 経営安定関連保証(1~6号に限る。)
- 災害関係保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 創業関連(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む。)及び創業等関連保証
- 特別小口保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- 経営力強化保証*
- 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)*

*100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合に限る。

(平成26年9月1日現在)

コンプライアンス

■コンプライアンス態勢

当協会では、「信用保証協会倫理憲章」を基に、「コンプライアンス行動基準」を策定し、コンプライアンスの着実な実施に取り組んでいます。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

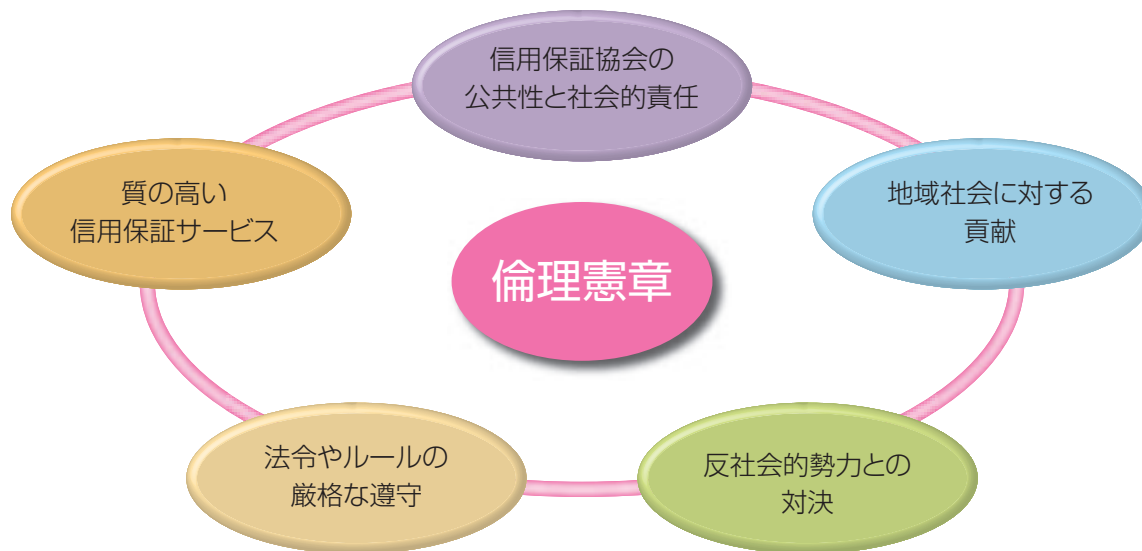
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

5. 地域社会に対する貢献

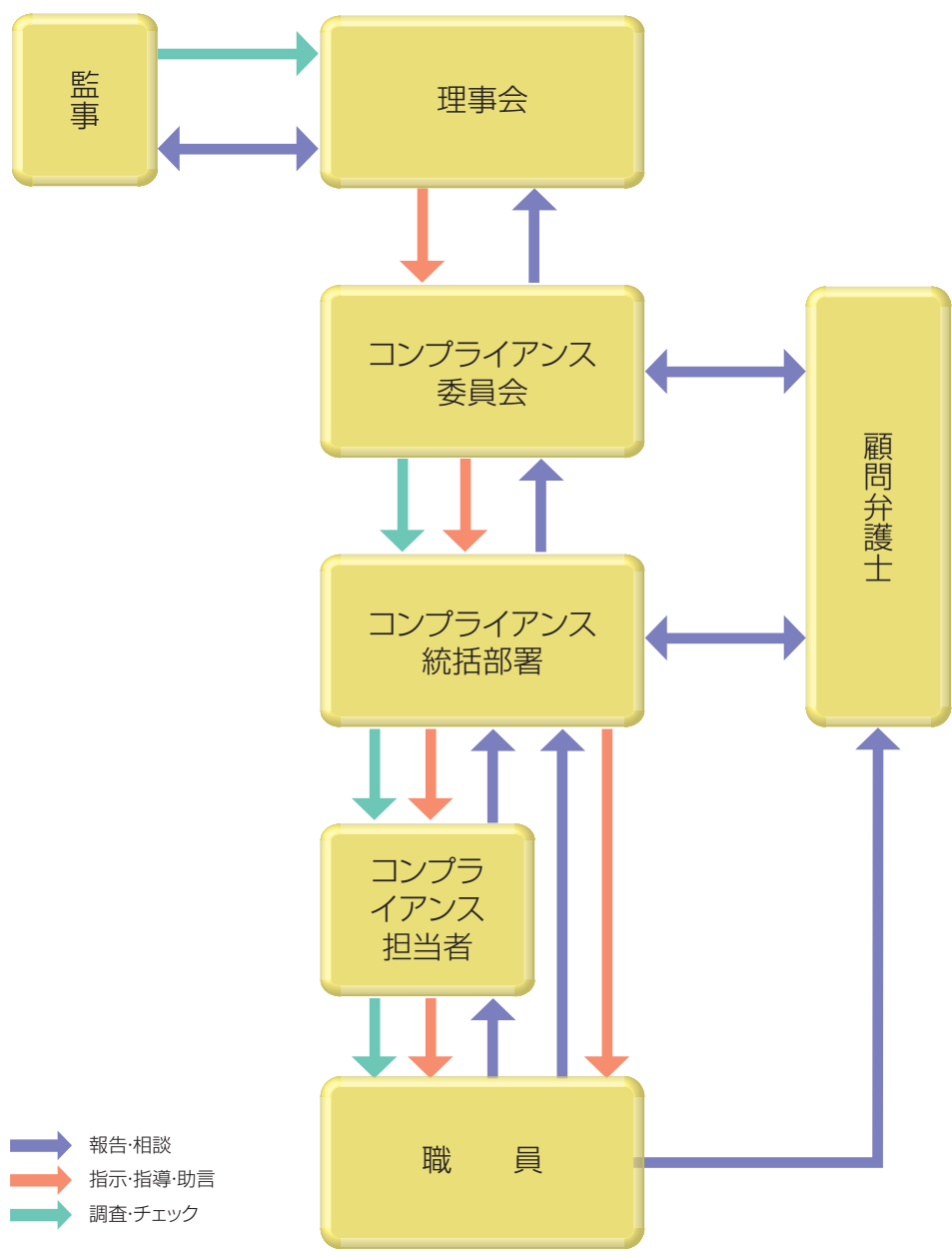
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



コンプライアンス行動基準

- 法令・ルールの遵守
- 守秘義務の履行
- 公私の別の厳守
- 不正な利益供与・収受の禁止
- 反社会的勢力への対応
- 秩序の維持
- 報告・連絡・相談の励行
- 顧客への対応
- 違反行為の報告

コンプライアンス体制図



■「反社会的勢力の排除」への取り組み

当協会では、「反社会的勢力の排除」に努めています。その姿勢を明確にするため、保証協会倫理憲章で「反社会的勢力との対決」を宣誓しているほか、平成21年7月から信用保証委託契約書に「暴力団等の反社会的勢力排除条項」を導入しました。また、関係機関との連携をより強固なものとし「反社会的勢力の排除」に取り組んでいます。

当協会は、引き続き「反社会的勢力の排除」への取り組みを推進していきます。

個人情報保護宣言

栃木県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報の取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについては以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ずに第三者への提供・開示はいたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務運営の確保及びその他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には、適正な取扱いを確保するための契約の締結、実施状況の点検等を行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・削除・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【お問い合わせ窓口】

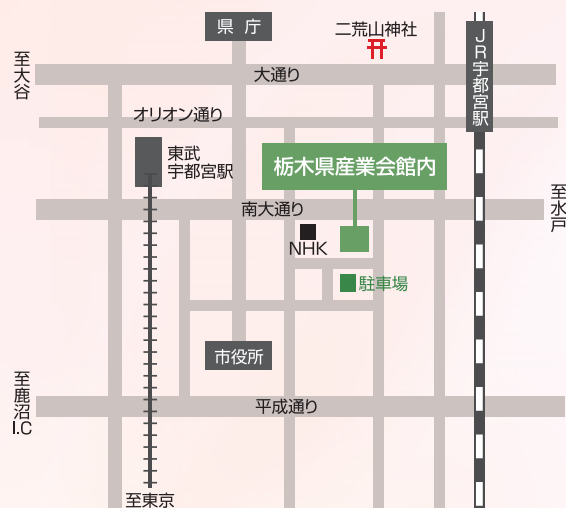
〒320-8618 栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号 栃木県産業会館5階
栃木県信用保証協会 総務部総務課
TEL 028-635-2121 FAX 028-632-0917
URL <http://www.cgc-tochigi.or.jp/>

本所

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館内

お問い合わせ

総務課 / 企画課 TEL.028-635-2121
保証一課 TEL.028-635-8883
保証二課 TEL.028-635-8884
保証三課 TEL.028-635-8886
企業支援課 TEL.028-635-8881
TEL.028-635-2195
管理課・管理事務課 TEL.028-635-2122
代位弁済課 TEL.028-635-8885



足利支所

〒326-0821 足利市南町4254番地1
足利市ステーションビル2F

お問い合わせ

業務課 TEL.0284-70-6339

